

タイトル	SDGs 時代に振り返る戦時下政治社会経済論とその後 - 社会主義・民主主義・社会的自由 -
著者	鈴木, 正; SUZUKI, Toshimasa
引用	開発論集(112): 35-83
発行日	2023-09-30

SDGs 時代に振り返る 戦時下政治社会経済論とその後

—— 社会主義・民主主義・社会的自由 ——

鈴木 敏 正*

〈構成〉

はじめに—政治的民主主義から社会経済的民主主義へ—

I ポスト福祉国家段階の新自由主義的統治と SDGs/ESD

- 1 新自由主義的統治と「経済的理性」の支配
- 2 協同的自己統治への「変革的民主主義」と ESD

II 「もう一つの民主主義」から社会経済的民主主義へ

- 1 『資本主義・社会主義・民主主義』(J. シュンペーター)
- 2 競争的・多元的民主主義から根源的民主主義へ
- 3 「経済的民主主義」から組織・制度論を経て実践論へ

III 「社会的自由」と「修正された社会主義」

- 1 「経済的自由主義・ファシズム・社会主義」(K. ポランニー)
- 2 「社会的自由」論の発展課題
- 3 「社会的自由」の「規範的再構成」=社会分析
- 4 「修正された社会主義」: 実験的社会主義と民主主義的生活形式
- 5 グローカルな「実践の学」へ

おわりに—「人間の社会科学=実践の学=最広義の教育学」へ—

はじめに—政治的民主主義から社会経済的民主主義へ—

SDGs は「持続可能で包摂的な社会」をめざす民主主義の運動である。とくにグローバルな環境問題と貧困・社会的排除問題に取り組み、その担い手（「責任ある行動的なグローバル市民」）形成にかかわる教育を不可欠なものとして位置付けている（ユネスコ世界教育会議「ESD に関するベルリン宣言」, 2021 年）。

前稿^①では我々が直面する「民主主義の危機」とそれを乗り越えようとする民主主義論、それらに対応するグローバルな SDGs/ESD の理論的・実践的課題について検討した。そこですでに明らかなように、今日の民主主義は狭義の「政治的民主主義」を超えた「社会経済的民

* (すずき としまさ) 北海学園大学開発研究所客員研究員, 北海道大学名誉教授

¹ 本誌所収拙稿「新グローバル時代の民主主義と SDGs」(第 111 号, 2023), 以下, 前稿^④と略。前稿^③は「新グローバル時代の複雑性と『持続可能で包摂的な地域づくり』」(第 110 号, 2022), 前稿^②は「SDGs 時代への『社会システムと人格』」(第 109 号, 2022), 前稿^①は「SDGs 時代の『創り手』としての主体的人格」(第 108 号, 2021) の略。

民主主義」の展開を必要とする。SDGs時代の今日、「民主主義の危機」ととどまらず、「ポスト資本主義」²も議論される中での歴史的選択が問われている。そうした動向をふまえて、環境・社会・経済・文化の全体にわたって「我々の世界を変革する transform」こと、それを地域において具体化する「変革的 transformative 民主主義」の推進、その担い手形成のための生涯教育=ESD がグローバルな課題となっているのである³。

未来に向けた「実践としての民主主義」=「変革的 transformative 民主主義」の理論的・実践的発展をはかるためには、過去の経験、とくに最終的に第Ⅱ次世界大戦に至った20世紀前半における政治的・経済的・社会的・文化的な経験を反省的に振り返って見ることも必要である。言うまでもなく、今日の権威主義的ポピュリズムの跋扈がファシズムや全体主義、あるいは「戦争」を想起させ、それに対するSDGs目標16「平和と公正をすべての人に」、そしてSDGs全体にわたる「民主主義」のあり方が問われているという時代状況があるからである。本稿では将来社会論をも視野に入れつつ、上記のような社会経済的民主主義の課題を考え、戦時下で提起された代表的な政治・経済・社会理論を振り返り、その後の展開をふまえた理論的・実践的課題について考えてみたい。

ここで代表的な戦時下理論として念頭においているのは、体制選択を問うたJ.シュンペーター『資本主義・社会主義・民主主義』（1942年）、K.ポランニー『大転換』（1944年）における「社会的自由」論、K.マンハイム『変革期における人間と社会』（英語版1940年）における「自由のための民主的計画」論である。いずれも、戦間期から戦時下にかけての「危機の時代」に、それまでの自由主義と全体主義あるいは「ソビエト社会主義」への両面批判をとおして提起されたものである。今日、これらの理論の再考が求められているのは、ソ連型社会主義体制崩壊後のグローバリゼーション時代に世界を席卷した「新自由主義」（正確に言えば「新自由主義プラス新保守主義=大国主義・覇権主義」）の限界が露わになったリーマンショック（2008年）、日本ではさらに東日本大震災（2011年）からコロナ危機・ウクライナ戦争の現在まで、「失われた30年」に支配的であった政治・社会・経済論を乗り越えていくことが課題となっているからである。ポスト資本主義が議論される中、日本の岸田首相は「新しい日本型資本主義」を政策理念に掲げてきたが、最近では軍事大国化への道を進んでいるかのようである。

戦後の先進資本主義諸国で支配的となった「自由民主主義」の方向性を主導したのは、競争的選挙制度の役割を重視するシュンペーターとR.A.ダールであるとするのが一般的である

²たとえば、水野和夫『資本主義の終焉と歴史の危機』集英社新書、2014、広井良典『ポスト資本主義—科学・人間・社会の未来—』岩波新書、2015、P.メイソン『ポストキャピタリズム—資本主義以後の世界—』佐々とも訳、東洋経済新報社、2017（原著2015）。

³拙稿「新グローバル時代の生涯学習と市民性形成」『北海道文教大学論集』第21集、2020。前提となるSDGsの動向については、稲葉雅紀・南博『SDGs—危機の時代の羅針盤—』岩波新書、2020、など。

（「シュンペーター＝ダール枢軸」⁴）。シュンペーターは「参加より競争を重視する」エリート主義的民主主義論者であり、ダールはそれを多元主義的に発展させた（専制あるいは寡頭政治に対置される）「ポリアーキー」論者とされている。両者に対する批判するから「参加型民主主義」や「多文化主義」をはじめとする現代民主主義の諸主張が生まれてきた。そうした経緯からダールは、「社会における多元的な集団が、相互に競争しつつ協調を実現することでポリアーキーを達成する」ことを主張し、それを政党や政治レベルだけでなく「社会経済的、あるいは歴史的・文化的な多元性にまで視野を広げ、実証的に議論」したことが評価される一方、民主主義を「参加と責任のシステム」と捉える立場からは「射程が限定的」だとされ⁵、最近では学説史の一コマとしてしか扱われない場合が多い。

ダールはしかし、戦前のニューディール政策に関与する「民主主義的社会主義者」の活動に始まり、戦後における政治権力の「科学的分析」志向から、行動主義的政治理論にもとづく「社会的技術」の適用、ニューヘヴン市の実証分析にもとづく多元主義（「ポリアーキー」）の提起、信念＝規範の重視から「権利としてのデモクラシー」論と経済民主主義、そして1990年代の「まずまずのadequate市民」形成への「市民集会（ミニポピュラス）」の提案まで、さまざまに変容を重ねてきている⁶。これらの諸要素は、時代の要請や彼に対する批判へ対応というだけでなく、戦時下の経験とそれらへの批判的反省から生まれたという側面がある⁷。本稿ではそれらをより広い視野から位置付け直すために、ダールの先駆とされてきたシュンペーターの民主主義論だけでなく、ポランニーの「社会的・人間的自由」論（規範・権利としての民主主義、経済民主主義、「社会的技術」などに関わる）とその後という視点から議論していくことになる。

シュンペーターとポランニーはともに、冷戦体制崩壊後の経済的グローバリゼーションの時

⁴ C.B. マクファーソン『民主主義理論』西尾敬義・藤本博訳、青木書店、1978（原著1973）、p.132。

⁵ 宇野重規『民主主義とは何か』講談社現代新書、2020、p.204。ただし宇野は、ダールの民主主義の基準は政治的平等、有効な参加、知識や情報の普及、決定すべき事項の選択権、包括性であるが、「現実がせいぜい複数の集団の支配であるならば、それを民主主義の美名で飾ってはならない」というのがダールの真のねらいではではなかったかとも言っている（p.200-201）。

⁶ 岡田憲治『権利としてのデモクラシー—蘇るロバート・ダール—』勁草書房、2000、参照。岡田は、ダールは「行動論者ではなく、デモクラシーの擁護者」というだけでなく、「権利としてのデモクラシー」論に見るように、「所有に優先する、デモスの持つ『自己決定というエロス』」に支えられたデモクラシーを主張する「ラディカル・デモクラシー論者であった」と言う（p.165）。

⁷ ダール自身の言明については、R.A. ダール『ダール、デモクラシーを語る』伊藤武訳、岩波書店、2006（原著2002）、を参照。当初魅力を感じたマルクスは「国家論と階級論があまりにも単純すぎ」「資本主義のより複雑化した形態を経験しなかった」「道徳的な観点が入り込む余地が欠如している」として離れていったこと、シュンペーターに関しては、デモクラシー概念があまりにも制約されているが競争的選択のデモクラシーは非常に強力な概念だと、あらためて述べている（p.40-43）。その後の国際的な民主主義の評価なども注目されるが、「市民集会（ミニポピュラス）」についてはフィッシュキンの「集中討論方式」を評価している（p.163）。その熟議民主主義論の実践論的展開については、J.S. フィッシュキン『人々の声が響き合うとき』岩木貴子訳、早川書房、2011（原著2009）。

代の中で、国際化する「市場社会」=経済的自由主義への批判者として位置付けられることもあるが、両者の理論にはもちろん、本稿でも見るような差異がある⁸。同じく経済的自由主義を乗り越えようとしたマンハイムの「民主的計画」論については、紙幅の都合もあり、当面するSDGs/ESD計画づくりの課題と関わらせてあらためて検討することにした。

以下、まずⅠでは前提として、ポスト福祉国家段階における「新自由主義的統治」が「民主主義」にもたらしたものを確認し、それに対してグローバルな「協同的自己統治」を進める「根源的・絶対的あるいは変革的民主主義」が求められてくる動向理解のための、政治・社会・経済の構造的理解の枠組みを提示する。

Ⅱでは、シュンペーター『資本主義・社会主義・民主主義』が提起していたものを再整理し、その今日的発展課題を、最近の根源的民主主義論（千葉真）と経済民主主義=市場社会主義論（芦田文夫）をふまえて考えてみる。

Ⅲでは、ポランニーの「社会的自由」論の現代的意義を主に若森みどりの研究、その発展課題をA.ホネットの「規範的再構成」と「修正された社会主義」（「実験的社会主義」と「民主的生活形式」）論の提起に立ち入って批判的に検討する。そして、「社会的自由」としての「社会経済的民主主義」の理論的・実践的発展が、新グローバル時代としての今日の課題となっていることを確認する。

「おわりに」では、以上をふまえた「人間の社会科学=実践の学=最広義の教育学」の展開が求められていることを述べる。

I ポスト福祉国家段階の新自由主義的統治とSDGs/ESD

1 新自由主義統治と「経済的理性」の支配

全体主義へと系譜がつながる「権威主義的ポピュリズム」への批判、そうした中での「自由主義」的民主主義の再生への動向については前稿⁴で見た。しかし、狭い意味での「政治」の領域からさらに経済・社会の領域にまで立ち入って今日の「民主主義の危機」の要因を探ってみれば、経済的グローバリゼーションとそれを推進する、ポスト福祉国家段階の「新自由主義プラス新保守主義」の思想⁹と政策がある。オールド自由主義やシカゴ学派自由主義といった新自由主義の源流をなす運動も、戦間期から戦後改革期にかけて提起された。本稿での検討を始めるにあたって、「新自由主義と民主主義」の関係にふれておく。

⁸ 中山智香子「リベラル・インターナショナルナリズム批判—ポランニーとシュンペーター—」 井俊顕編『市場社会とは何か—ビジョンとデザイン—』上智大学出版、2007。戦時社会経済論の前提となった「市場社会」論と、それに対するいわゆる「ニュー・リベラリズム」による批判を含めた学説史的動向については同書参照。

⁹ たとえば、広義の戦後社会科学の「新保守主義的・新自由主義的転回」を整理した、森政稔『戦後「社会科学」の思想—丸山眞男から新保守主義まで—』NHK出版、2020。

現代の「新自由主義」の批判的分析のモデルは、D.ハーヴェイ『新自由主義：その歴史的展開と現在』（2005年）であろう。1970年代のニューヨーク市の財政危機に始まる「金融クーデター」と南米チリの「軍事クーデター」、そして80年代以降の「IMF経済構造調整」を媒介にして、90年代以降に全世界にひろがっていった「新自由主義」は、単に市場原理主義の全面展開というだけでなく、現代版「原始的蓄積」過程でもあり、「略奪による蓄積」を推進する「階級権力」再構築の過程で、自由と民主主義の危機をもたらしている。ハーヴェイは、その歴史的展開過程を実証的に解明して、最後に「自由の展望」について述べている。

ここでは自由をめぐる議論が、たとえば「潜在能力」論をもとにして後に『正義の理念』（2009年）を提起したA.センですら、「重要な社会的・政治的権利を自由至上の相互作用のとばり」で覆ってしまっていると批判されている。その際に、「市民社会のすべての領域を横断する社会活動の脱中心化された政治的ダイナミズムへの移行」をさせるような「オルタナティブな自由」への運動（「世界社会フォーラム」など）の動向を紹介している。しかし、それらが現状ではなお分裂していることをふまえ、「こうした多様な運動の間にある有機的な結びつき」を見出すことの重要性を指摘する。それは差し迫った理論的・実践的課題であり、新自由主義的な「神聖な諸権利」とは異なる「オルタナティブな諸権利を内包しうるようなオルタナティブな社会的プロセス」の明確化、とくにグローバル資本主義のもとでの地理的不均等発展を「資産」に転じるような「地域権力の自己決定権」を再構築する連合政策の必要性を提起していた¹⁰。

ハーヴェイ自身はその後、新自由主義の背景にグローバルに展開する資本と資本主義の『経済的理性の狂気』（2017年）があることを指摘している。「経済的理性」はK.マルクス『資本論』の論理の現代的展開として考えられているのであるが¹¹、ここでは、マルクス以上にM.フーコーの理論の批判的摂取により、「経済的理性」が「新自由主義的理性＝合理性」として政治や社会に全面的に展開されていった場合に『いかにして民主主義は失われていくのか』を検討した、W.ブラウンの分析結果を見ておこう。

同書の目的は、新自由主義が「人と国家をあらたに構成することによって、民主主義の諸原則を空洞化し、民主主義的制度を侵食し、ヨーロッパ近代の民主主義的イマジナリーを骨抜きにする」、すなわち、「新自由主義的合理性による政治的なものの経済化、社会的なものという観念そのものの放棄、そして政治をガバナンスに置き換えることが、能動的な市民性（シティズンシップ）の占める重要な場所や市民性の意味そのものを縮小させてしまう」、そのメカニズムを説明することである¹²。その分析において注目すべきは、以下の点である。

¹⁰ D.ハーヴェイ『新自由主義—その歴史的展開と現在—』森田成也ほか訳、作品社、2007（原著2005）、pp.217, 276, 280-281。

¹¹ D.ハーヴェイ『経済的理性の狂気—グローバル経済の行方を〈資本論〉で読み解く—』大屋定晴監訳、2019（原著2017）。筆者のハーヴェイ評価については前稿③、および鈴木敏正・高田純・宮田和保編『21世紀に生きる資本論』ナカニシヤ出版、2020、第6章などを参照されたい。

第1に、「新自由主義的理性（合理性）」についてである。ブラウンは、新自由主義のもとでは「すべての行為は経済的行為」となり、「存在のあらゆる領域は、たとえ直接に貨幣化されていない領域であっても、経済の用語と評価基準によって表現され、測定される」と言う（p.2）。新自由主義とは「理性および主体の生産の独特の様式であるとともに、『行いの指導』であり、評価の仕組み」（p.14）であり、現代の新自由主義的合理性によるホモ・ポリティクスの克服は「人間存在のあらゆる領域において、存在するのは合理的な市場行為者のみである」という、「新しく革命的なもの」である（p.110）とされる。

そうした視点から、第2に、すべての人間的主体は「人的資本」となるとされていることである。それは主体の「経済化」であり、その特徴は、①「ホモ・エコノミクス」化であり、②「人的資本」というかたちをとり、自身の競争地位を強化し、その価値を評価する、③生産者・企業家だけでなく、金融資本や投資資本を具体的なモデルにするようになってきている、ということである（p.29-30）。

「人的資本」化は、ライオンといよりシロアリのように浸透し、市場の本質を「交換から競争へ」移行し、すべての行為者を「小規模の資本家」とみなし「自身の活動を企業化し、価値を評価し、評価と格付けを高めよう」とする。その波及効果は、①自分自身のみならず「企業、国家、あるいは所属するポストナショナルな集団にとっての人的資本」となる、②平等ではなく不平等が、競争する資本の手段であり関係性となる、③労働や階級、連帯、労働組合や消費者団体といったカテゴリーが消滅する、④政治的なものの領域そのものが経済用語で語られ、公共物・公共善にかかわる市民性（シティズンシップ）の基盤が消失する、ということである（p.33-37）。「脱政治化」と言えよう。

第3に、フーコーが分析しなかった金融資本、国家の市場化・外注化・金融化とともに、「ガバナンス」が新自由主義的合理性にとって重要になってきたことである。それは「政治用語とビジネス用語が調和し、それによって新自由主義的理性が散種される」形態であり、「法の支配が、ベンチマーク、ガイドライン、同意、ベストプラクティスといったガバナンスの道具に置き換える」ことが進行する（p.75）。ガバナンスは「ネットワーク化され、統合され、協力的で、パートナー化され、散種され、少なくとも部分的には自己組織化される統治」を意味しているとされるが、「行為体（エージェント）をなくし、プロセス、規範、実践において制度化された統治の特定の様式」と理解されなければならない（p.137-139）。それは、「政府と民間部門のあいだの対立や緊張関係を、協力と相補関係に置換」し、権限移譲（責任化）・脱中心化・官民連携を好み、ナショナルな政治闘争を「地方の行政実践へ変容」する（p.140-141）。

かくして民主主義は「純粹に手続き的なものになり、それに統治の形態としての実質や意味

¹² W.ブラウン『いかにして民主主義は失われていくのか—新自由主義の見えざる攻撃—』中井亜佐子訳、みすず書房、2017（原著2015）、pp.22-23、243。以下、引用は同書。

を与える権力とは分離させられる」(p.144)。新自由主義的ガバナンスは、「責任を負う単位や個人を孤立した企業に変えることによって、権威、意思決定、政策の実行と行為の規範を委譲することによって、作動」し、「職場における個人やその他の小単位に自己責任」を課す一方で、「全体の権力とプロジェクトに捕縛しておくプロセス」となる (p.145)、と。

上述のようなブラウンの分析はフーコーの権力=統治論の適用であるが、日本においても見られる傾向であろう¹³。しかし、「非政治化された認識論、存在論、一連の実践を散種する」(p.147)という「ガバナンス (governance)」は、「協働的 associative 民主主義」などの立場から「協働統治」などと邦訳され、最近では「持続可能な発展」のアンブレラタームとして「環境ガバナンス」も提起されている¹⁴。「統治」の二面性=矛盾をふまえつつ、いかにして人々の「協同的自己統治」と地域自治の活動を推進するかが課題となっている。主権者であり社会形成者である「能動的市民」のあり方が問われている今日、市民の自己統治=民主主義としての「ガバナンス」はどのようにして可能か。

晩期フーコーは「政治とは統治性に対する抵抗」「自由とは権力を生む自由」といった主張もしていた。ブラウンにとって民主主義とは、「人民すべてが政体を統治し、ゆえに自分たち自身を統治しているような政治形態」(p.203)であり、絶対的民主主義の立場であると言えよう。ブラウンは、新自由主義的統治に対抗する「前線」として、①新自由主義的常識に穴を穿つ、②資本主義的グローバリゼーションにたいする実現可能かつ説得力ある選択肢を開発する、③文明の絶望に抵抗する、の3つを挙げている (pp.243, 258)。しかし、自身の民主主義論の具体的展開はない。フーコー理論 (とくに生政治的統治論) をベースにしていることの限界であろう¹⁵。

2 「協同的自己統治」と「変革的民主主義」への ESD

SDGs 時代の今日、前節でみてきたような新自由主義的統治に対して、民主主義の原義とし

¹³「新公共経営 (NPM)」を進める行政、フリーランスやギグワーク、あるいは消費社会化などの動向だけではない。たとえば、学校教育では子どもを「小さな企業家」とするような教育が推進されている。神代健彦『「生存競争」教育への反抗』集英社新書、2020、p.208-209。それに対して神代が対置するのは、倫理的・文化的消費や享受能力形成を重視する「超商品としての教育」である (p.231)。ブラウンは、人的資本にかかわる「危機」の具体例として「公立高等教育」とくに教養教育を取り上げているが (同上書第7章)、日本の大学をめぐる動向と重ねて理解することができる。ただし、大学設置基準大綱化に始まる「教養教育の危機」については社会教育とあわせた「2つの危機」として考える必要がある。拙著『学校型教育を超えて—エンパワーメントの不定型教育—』北樹出版、1997、第5章。知識民主主義も提起されている今日、大学と社会教育・生涯学習の連携・協働が求められている。

¹⁴ 宮永健太郎『持続可能な発展の話—「みんなのもの」の経済学—』岩波新書、2023、p.53。

¹⁵ 生と非生の境界が曖昧になってきている今日、まずフーコーの「生権力・統治」論の視野に入っていなかった人々と「生」の側面を理解しておく必要がある。宇野邦一『非有機的生』講談社、2023、J.W. ムーア『生命の網のなかの資本主義』山下範久監訳、東洋経済新報社、2021 (原著 2015)、など参照。

での「自己統治的」=根源的民主主義をふまえつつ、「誰もが排除されない」という絶対的民主主義の視点からの「変革的 transformative 民主主義」の展開が求められている。すなわち、誰もが排除される可能性をもちながら、「誰もが排除されない」(SDGsの基本スローガン)のような「持続可能で包摂的な社会」づくりをめざす現代的民主主義=「実践としての民主主義」である。

「新自由主義的統治」を乗り越えて「変革的民主主義」と「協同的自己統治」の方向を考えるためには、まず第1に、統治の構造を支えるヘゲモニー関係を政治的国家・市民社会・経済構造の全体において捉え直し、それぞれの固有の論理と相互関係を考えておく必要がある。第2に、統治の前提としての現代国家の「矛盾」を理解する必要がある。新自由主義的統治を推進する現代国家は法治国家・福祉国家(行政国家を含む)・企業国家・危機管理国家・グローバル国家の重層構造をなすが、それらの間とそれぞれも基本的な矛盾をかかえている。第3に、それらに規定されつつ、それらを不断に再生産している人間諸個人=現代的人格の構造を理解する必要がある。その際には、第4に、主体の「経済化」=人的資本化を規定する「経済構造」について、市場(商品・貨幣関係)の論理を超えて資本主義の生産・分配・階級関係(資本の生産過程)、そしてグローバルに展開する商品・貨幣・生産資本の循環とそれらの総体の再生産(資本の流過程)の矛盾的展開過程をふまえておかなければならない。

SDGs=変革的民主主義の担い手は、現代的人格が抱える矛盾の克服過程をとおしてはじめて形成される。現代民主主義とは、近現代における「人格」の基本矛盾、すなわち「市民(社会の構成者)と公民(国家の構成者)」の分裂、それに照応する人権としての「自由権と平等権(あるいは社会権)」の矛盾を、社会的協同実践をとおして統一しようとする運動であり、その展開には「協同性と公共性」を形成する社会教育実践が不可欠である。この「社会的協同実践」こそ、「社会的自由」すなわち「自由権と平等権」の対立を実践的に克服しようとする民主主義の運動である。その展開方向を示すならば、〈表-1〉のようになる。

この表は、現代国家に規定された公民形成と、経済構造に規定された市民形成の矛盾的展開過程を示している。政治的国家からの「官僚化・国家機関化傾向」と経済構造からの「商品化・資本化傾向」の中で、市民社会における基本的課題は、現代的人格を具体化する「現代民主主義」の実践をとおして、緊張関係にある「自由権」と「平等権」を実践的に統一する過程である。冷戦体制崩壊後の、経済的グローバリゼーション=グローバルな大競争・対立・格差拡大の中で深刻化・複雑化する各種人権問題と環境問題に対応して、自由権・社会権につぐ「連帯権」が重視され、各種「第3世代の人権」が提起された。具体的には、「持続可能な発展(SD)」(ブルントラント委員会報告, 1987年)・国連人間開発計画(1990~年)・地球サミット(1992年)を前提とする世界人権会議「ウィーン宣言」(1993年)であり、国連「人権教育の10年」(1995年開始)である。

21世紀に求められているESDを具体化するためには、制度や理念を超えた「実践としての民主主義」のあり方を考え、ローカルを基盤にした「グローバル市民」形成の実践論へと展開

〈表-1〉 政治的国家・市民社会・経済構造の展開と現代民主主義

グローバル資本主義 = 資本の流通過程	世界市場化 = 商品資本流通	金融資本 = 貨幣資本流通	多国籍企業チェーン = 生産資本流通	経済構造調整 = 資本の総循環	世界システム = 社会的総資本の拡大再生産	
現代国家	法治国家 (自由主義 vs 人権主義)	社会国家 (残余主義 vs 社会権主義)	企業国家 (新自由主義 vs 革新主義)	危機管理国家 (新保守主義 vs 包摂主義)	グローバル国家 (大国主義 vs グローカル主義)	
公民形成	主権者	受益者	職業人	国家公民	地球市民 = 世界公民	
民主主義 自由・平等・	自由権	選択・拒否	批判・表現	構想・創造	アイデンティティ	参画・自己統治
	現代的人権 (現代民主主義)	連帯権 (知識・情報)	生存 = 環境権 (参加・討議民主主義)	労働 = 協業権 (活動 = 協働民主主義)	再分配 = 共有権 (根源的 = 承認民主主義)	計画 = 協同統治権 (絶対的 = 変革的民主主義)
	平等権	機会均等	潜在能力平等	応能平等	必要平等	共生平等
学習実践 人権としての学習権と	「学習四本柱」 + アルファ	知ること (to know)	人間として生きること (to be)	なすこと (to do) → 自らの運命と社会を統制する (ハンブルク宣言)	ともに生きること (to live together) → ともに世界をつくる (ベレン行動枠組)	GAP の ESD 原則、あいち・なごや宣言 → われわれの世界を変革する (SDGs), 成人学習・教育の変革力を実装する (マラケシュ行動枠組)
	「学習権宣言」	あらゆる教育資源に接する	読みかつ書く, 質問し熟慮する	構想し創造する, 個人的・集団的技能を伸ばす	自分自身の世界を読み取り歴史を綴る	
市民形成	消費者	生活者	労働・生産者	社会参加者	社会形成者	
人間生活 = 資本の生産過程	全生活過程 = 商品・貨幣	人間的諸能力 = 労働力商品	人間的活動 = 剰余価値生産	生産物・作品 = 利潤・労賃	人間的諸関係 = 階級・階層関係	

していく必要がある。表ではその方向を「人権としての学習権と学習実践」の展開としてまとめている¹⁶。民主主義論として見れば、①「人権中の人権」=「なりゆきまかせの客体から、自らの歴史を創る主体へ」の「学習権宣言」(1985年)に始まり、②青年・成人教育の目的を「人々と地域社会が当面する諸挑戦に立ち向かうために、自分の運命と社会を統制すること」だとした「ハンブルク宣言」(1997年)を経て、③社会的排除問題への取り組みを重視しつつ、生涯学習は「包容的で解放的、人間的、民主的な諸価値に基礎を置くあらゆる形態の教育の哲学」だと一般化した「ベレン行動枠組」(2009年)まで、「自己統治」= 根源的的民主主義論から絶対的民主主義論への展開である。

その延長線上に、ESD 教育原則における「変革的 transformative 教育」(ユネスコ総会, 2013年), 「学習者自身および学習者が暮らす社会を変革する力を与える ESD の可能性」を重視した「あいち・なごや宣言」(2014年)から、「成人学習・教育の変革力を実装する Harnessing the Transformational Power マラケシュ行動枠組」(2022年)への「絶対的 = 変革的 transformative 民主主義」の展開がある。その現段階を示すのは、「ESD に関するベルリン

¹⁶ 鈴木敏正・朝岡幸彦編『改訂版 社会教育・生涯学習論—自分と世界を変える学び—』学文社, 2023。表中の「学習 4 本柱」は国連・21 世紀教育国際委員会が提起した「21 世紀型学習」, 「学習権宣言」は第 4 回国際成人教育会議が宣言した学習権項目の再整理である。

宣言」(ユネスコ世界会議, 2021年)である。そこでESDは「批判的思考や協調・課題解決能力, 複雑さやリスクへの対応力, レジリエンス(復原力)の強化, 体系的かつ創造的に思考する力といった認知的・非認知的能力を培うこと」を可能にするもので, 「責任ある行動的なグローバル市民」概念を推進すべきだと言う。その評価と今日的課題については, 別稿を参照されたい¹⁷。

以上の確認の上で, 表の枠組み(政治的国家・市民社会・経済構造)を再吟味すべく, 戦時期政治社会経済理論とその後を再検討していくことにする。

II 「もう一つの民主主義」から「社会経済的民主主義」へ

1 「資本主義・社会主義・民主主義」(J. シュンペーター)

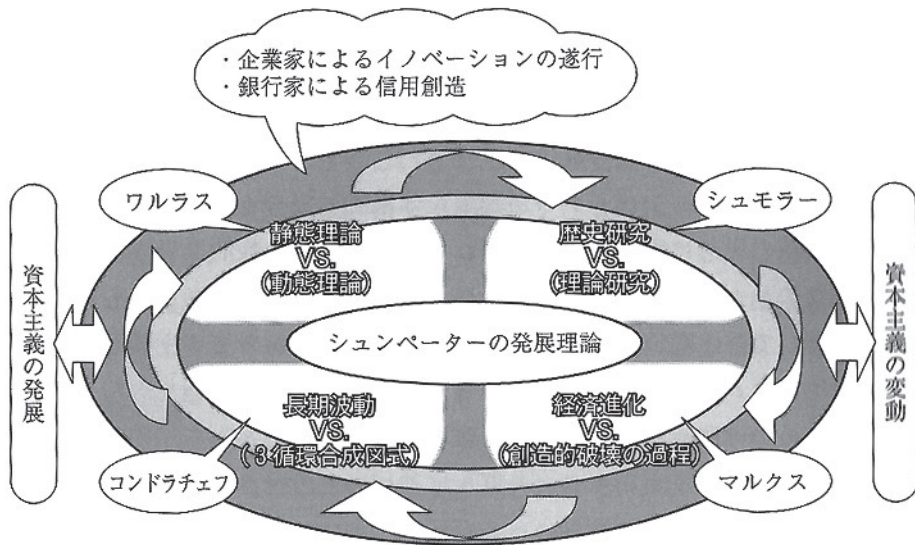
J. シュンペーターは戦前から経済学者として著名であったが, 戦後には, 経済学を超えた社会科学者としての評価がある。そうした中で, たとえば菊地均『シュンペーターの資本主義論』は, シュンペーター経済学を学説史的に整理して, 狭い意味での経済学にとどまらない彼の「資本主義論」の意義を提起している¹⁸。

菊地は, ①シュンペーター理論を「統一的発展理論」として定式化したこと, ②持続可能な経済成長の源泉を「イノベーション」で理論化して学説的に位置付けたこと, を同書の独創性だと言う。後者の「イノベーション」についてはよく知られているが, 前者については, 「静態理論に対して動態理論を調和させ, また歴史研究を理論研究と対等に位置づけ, 経済進化に対して創造的破壊の過程でもって解き明かし, そして長期波動に対してそれに短期・中期波動を組み入れて3循環合成図式でもって景気循環を描くことで, シュンペーターの発展理論として体系化した」と言う。それは, <図-1>に示される。

注目すべきは, シュンペーターが「最も尊敬し私淑したのはワルラス, シュモラー, コンドラチェフではなく, マルクス」, とくに「唯物史観のもつ歴史観を超えたもの, すなわち社会的生産過程が内在的進化をもたらす見方」(p.233)だということである。ただしシュンペーターは資本主義発展の原動力を, マルクスのような「資本家階級による資本のあくなき蓄積衝動」ではなく, 「企業家による絶えざるイノベーションの遂行」に求め, 「産業主義(あるいは産業体制)を基軸とし, 既定の事実と歴史的過程に照らして, 資本主義をコンドラチェフの長期波動にキチンの短期波動, ジュグラーの中期波動を組み入れ, 3循環合成図式的に解明するという仕事に自己を限定した」(p.236)。そのために, 方法的個人主義に徹して「マッハ的道

¹⁷ 前稿④および拙稿「SDGsへの『実践としての民主主義』アプローチと社会教育」日本社会教育学会編『SDGsと社会教育・生涯学習』東洋館出版社, 2023。SDGs16および17の理念を「参画型民主主義」とし, 変革への「主要なエンジン」とする理解もあるが(南博/稲場雅紀『SDGs—危機の時代の羅針盤—』前出, pp.16-17, 209-210), 「絶対的=変革的民主主義」はその先にある。

¹⁸ 菊地均『シュンペーターの資本主義論』日本経済評論社, 2015, p.255。以下, 引用は同書。



※()内はシュンペーターが打ち出した理論。

(注) 菊地均『シュンペーターの資本主義論』日本経済評論社、2015、p.234

〈図-1〉シュンペーターの経済発展理論

具主義の応用」をし、企業家は「階級理解の道具として企業の機能を人格化」した概念とし、イノベーションを「創造的破壊」というパラドックスとする「統一的発展論」を展開したとされる (p.260-262)。

シュンペーターの「資本主義論」は、それまでの経済学（新古典派理論やケインズ経済学）を超えている。それは、「経済社会学」からさらに歴史・政治学をも含む社会科学であった¹⁹。その結果として、資本主義の発展が資本主義を否定する「社会主義」をもたらすパラドクス、「民主主義を前提とした社会主義」は可能か (p.247) といったことの検討にまで及んでいるのである。菊地は、「社会主義以外に真の民主主義はない」と言うマルクスと「社会主義の下で民主主義はあり得ない」と言うハイエクの中間にあって、「民主主義が経済システムとの関係において中立であるにはどうしたらよいか」を問うた、と言う (p.250)。その民主主義論は戦後の「自由民主主義」論とどのようにつながっているのか。『資本主義・社会主義・民主主義』の内実に立ち入って検討してみる必要がある。

¹⁹ 塩野谷祐一『シュンペーターの思考—総合的社会科学の構想—』東洋経済新報社、1995。玉野井芳郎監修『シュンペーター—社会科学の過去と未来—』ダイヤモンド社、1972。同書所収の玉野井「シュンペーターの今日的意味」では、社会科学論だけでなく、民主主義とリーダーシップ、公共領域の管理など、今日に繋がる実践的課題が提起されていた。最近では、根井雅弘『資本主義はいかに衰退するか—ミーゼス、ハイエク、そしてシュンペーター—』(NHK出版、2019)があるが、シュンペーターは第1に「経済学者」であることが再確認されている (p.220)。

まず確認しておくべきは、「自由民主主義」の理念と制度は戦前のファシズムや社会主義をくぐって、つまり「体制選択の時代」を経て支配的になってきたことである。人民共通の意思を実現する制度を民主主義と言うならば、社会主義は「人民民主主義」、ファシズムは「権威主義的民主主義」と理解することもできる。それらとの対抗関係において「自由民主主義」が生まれてきたのである。歴史的には、ファシズムも民主主義の制度の中から勃興してきた。民主主義のあり方はつねに「試されてきた」のである²⁰。そうした中でオーストリアからアメリカに移住（1932年）した経済学者・シュンペーターは『資本主義・社会主義・民主主義』（初版1942年）を著し、将来社会として社会主義を予測しながら「競争的な自由民主主義」を主張したとされてきた。

あらためて同書の民主主義論を確認しておこう。初版序文にあるように、同書はあくまで「社会主義」に関する研究をまとめたもので、民主主義の問題を組み込んだのは「それを分析しなければ持論を述べられない」と感じたからである。民主主義は第一部「マルクス主義」、第二部「資本主義は存続できるか」、第三部「社会主義は機能するか」の後、第四部「社会主義と民主主義」で主題として論じられている（第五部は「社会主義政党の略史」）。

そこでシュンペーターは、社会主義と民主主義の関係の具体的歴史と社会主義政党の現実をふまえながら、民主主義は「政治的手段、つまり政治的な（立法・行政上の）決定に至るための一つの取り決めであり、ある一定の歴史的環境でどのような決定につながるかを考えない限り、それ自体が目的になることはあり得ない²¹」と言っている。「時代、場所などを特定せずに民主主義の機能について語るのは無意味だ」ということである。第五部の欧米各国における多様な社会主義と民主主義の動向分析をみれば、理解できることである。その上で、「市民による統治」という古典的民主主義理解や「公共の利益と市民の意思」にかかわる18世紀的民主主義の吟味を経て、「もう一つの民主主義」が提起される。

その定義が「有権者の決定権よりも、決定を下す代表者の選出を先に」置き、「市民の役割は政府を樹立することにある」、すなわち「民主的な手法とは政治決定を下すための制度上の取り決めであり、市民の票を集めるという競争を通じて個人が決定権を勝ち取る」というものである（p.81）。シュンペーターが「競争的な自由民主主義」者とされる理由であるが、重要なことは、あくまで「手法」としての定義であり、それが民主主義の改善につながるものが、続いて述べられてことである。すなわち、①民主的政治とそうでない政治を見分けることができる、②リーダーシップを現実的に認識できる、③集団の意思も取り込める、④「リーダー

²⁰ この点について具体的には、ヤン＝ヴェルナー・ミュラー『試される民主主義—20世紀ヨーロッパの政治思想—』上・下巻、板橋拓己・田中晃監訳、岩波書店、2019（原著2011）。とくに戦後にも続く全体主義と民主主義の関係については、C.ルフォール『民主主義の発明—全体主義の限界—』渡名喜備哲ほか訳、勁草書房、2017（原著1984-1994）。

²¹ J.シュンペーター『資本主義・社会主義・民主主義 I II』大野一訳、日経BP社、2016（原著1942, 1947, 1950）、II p.28。以下、引用ページは同書。

シップを争う競争」の存在, ⑤民主主義と個人の自由の関係を明らかにできる, ⑥政府の樹立と同時に解任の役割も含めうる, ⑦「民主主義の原理とは, 競争を勝ち抜いて最大の支持を得た個人や集団に委ねること」だという理解が多数決制度によって肯定される, ことである。全体として, 戦後自由民主主義の基本的理解となった所以である。

シュンペーターはしかし, さらに社会主義との関係において民主主義を論じている。政治家による統治, 「大規模で複雑な社会」における民主主義の不効率性, リーダーの人材などの問題をふまえて, 「民主主義が栄えるのは, ある一定の特徴を示す社会」とし, 当時の主要工業諸国を念頭において「民主主義成功の条件」を提示している (p.118-119)。すなわち, ①政治に携わる人間の高い資質, ②政治的決定が効力をもつ有効範囲を広げすぎないこと, ③公共サービスにかかわる「訓練の行き届いた官僚機構」の活用, ④法律や行政命令を進んで受け入れる「民主的な自己管理」, ⑤意見の違いを認める広い心, である。今日の「民主主義の危機」の現れとされる政治不信状況においては, これらすべてが問題視されている (たとえば, 日本の官邸主導政治)。民主主義の発展条件が弱体化しているということであろう。

より重要なことは, ⑤にかかわっては国への忠誠だけでなく「社会の構造原理に忠誠を誓う必要」があるのだが, 社会が分断・分裂すれば「民主主義はすぐさま機能停止に」陥りかねず, 民主主義は「混乱時には不利な制度」で「独占型のリーダーシップを認めた方が合理的」とされる場合があり, 「大多数の市民が民主主義のルールに従う覚悟」「社会制度の基本的な構造について実質的な合意」が必要であるとしていることである (pp.129, 140)。もちろん, 戦前の経験が念頭にあったからであるが, 21世紀の「権威主義的ポピュリズム」による「民主主義のもとでの民主主義の危機」を予測していたかのごとくである。

こうした視点から, 未成熟な社会主義経済のもとでは「工場労働者による独裁ではなく, 工場労働者に対する独裁」「労働者の主権を制限する可能性」も指摘している。「資本主義下の民主主義は徹頭徹尾まがい物だったが, 社会主義下の民主主義も, 実務上の必要性から, 結果的にはそれ以上のまがい物となることが判明するかもしれない」, そうした「民主主義」では「個人の自由が増えることを意味しない」 (p.142), と。それは, レーニンに指導された社会主義の分析 (第五部) からもうかがうことができるが, その後の破綻したソ連型社会主義では, まさにそのことが歴史的事実として判明した。

現代民主主義論の脈絡では, 上記のような民主主義論の含意や条件, 懸念は十分に議論されることはなく, シュンペーターはエリート主義的な「競争的リーダーシップ」論を主張したという一面的理解しかなされていないことが多い。より重要なことは, 『資本主義・社会主義・民主主義』は, 狭い意味での「政治学」として展開しているわけではないことである。あらためて, シュンペーターの民主主義論の全体をふまえた再検討が必要となってきている。

2 競争的民主主義から根源的民主主義へ

『資本主義・社会主義・民主主義』で社会主義を論ずるにあたってシュンペーターは, まず

「マルクス主義」具体的には K. マルクスの思想と学問を検討している。それはマルクスを、預言者・社会学者・経済学者・教育者として評価するものである。預言者とは社会主義を「この下界に天上の楽園を約束する」者で、その信念を説いた「偉大な教育者」がマルクスだと言う。社会学者としてのマルクスはまず「社会の事実を基に」した実証科学として、「無秩序で不規則な表層の底に、歴史の壮大なロジック」を見てとった「歴史の経済的解釈（経済史観）」に立って「最高の業績をあげた一人の社会学者」として評価される（邦訳書 I p.71-72, 以下同様）²²。その上で、階級を論ずる社会学とプロレタリアート（賃労働者）を研究する経済学を統一し、「歴史の物語をどうすれば理論化された歴史に変えられるのかを体系的に理解し、私たちに教えてくれた最初の第 1 級の経済学者」（p.138）こそ、マルクスだとしている²³。

そうした評価を踏まえた「教育者マルクス」（第 4 章）では、経済学者マルクスの研究をふまえ、「利潤率の傾向的低下傾向」法則にかかわって「資本主義は利潤がなければ存在せず、経済システムが機能しなくなる」（p.149）と言う。そして、「科学的社会主義」とは「資本主義が発展すると、資本主義のロジックそのものによって、資本主義体制が減じ、社会主義体制に移行する傾向があるという意味」（p.162）で、その具体的移行条件は①産業を管理する巨大な装置の存在、②統制がとれ、団結し、組織化された労働者の存在、だということ（p.164）を確認している。それゆえ、マルクスにとって社会主義とは、「革命 revolution」というよりも「発展 evolution」の産物であるから、ロシア革命はマルクス主義革命の主張とは矛盾することも指摘していた（p.166）。『資本論』に反する革命（A. グラムシ）ということであろう。1 でみたシュンペーターの民主主義論は、こうした社会主義理解をふまえて捉え直す必要がある。

資本主義的システムの動向については、「資本主義は存続できるか。いや、そうは思えない。」からはじまる第二部で分析されている。その結論は、上記「科学的社会主義」と重なるもので、「資本主義はまさにその成功がゆえに、システムを支える社会制度が揺らぎ、崩壊を迫られる状況が——社会主義への移行を強く示唆する状況が『必然的』に訪れる」（p.172）というものである。「それが望ましいと言っているわけではない」という但し書き付きのこの結論は、「創造的破壊」（産業上の突然変異で経済構造に絶えず内部から革命が起き、古い構造が

²² ただし、社会学としては、その主要対象である階級論についても「体系的な記述を残していない」ことも指摘している（I p.80）。シュンペーターが社会科学の新時代は「建設的意欲の時代」であり、法・宗教・文化・政治を含めて「社会学化」が進んでいる趨勢を重視していたことに対応しているであろう。J. シュンペーター「社会科学の過去と未来」玉野井芳郎監修『シュンペーター社会科学の過去と未来』前出、p.278。「社会学化」の動向とマルクス主義との関係については前稿②、当面する課題については拙稿「将来社会への社会学的基盤—3つの方法規準の先に—」『札幌唯物論』第 64 / 65 合併号、2022、を参照されたい。

²³ ここで、労働価値説も剰余価値論も認めないシュンペーターのマルクス批判について全体的に検討する余裕はないが、本稿との関わりでは、マルクスは「資本家と企業家を区別しなかった」、「シンプルな景気循環論などなかった」、「恐慌とは景気循環の過程に付随する問題」（I pp.115, 128, 131）といった主張については指摘しておく必要がある。

破壊され、新しい構造が絶えず生み出される過程」という「資本主義の本質を示す事実」(p. 211-212)をふまえたものである。それゆえ、新しい社会システム＝社会主義が求められるのである²⁴。

「創造的破壊」は「新結合／革新（イノベーション）」を伴うことで資本主義に活気をもたらす側面があり、長期経済停滞からの脱却が求められている今日、そこに注目したシュンペーター回帰の動きもある²⁵。日本では高度経済成長期以来、イノベーションは「技術革新」に切り詰められる傾向にあったが、科学技術基本法が「科学技術・イノベーション基本法」(2020年)と改称されたことに基づき、「Society 5.0」を目指す「変革的イノベーション」を推進する「第6期科学技術・イノベーション基本計画」においても基本的に変わらない²⁶。

しかし、ここでの問題となるのは「破壊」の理解である。シュンペーターは、投資機会の消滅傾向、それに伴う独占化・金融資本化傾向の中で、「(資本主義社会)自らの制度の土台を切り崩している」ことを指摘していた(p.118)。資本主義のプロセスでは「所有や自由契約を始めとする制度——本当に『私的な』経済活動の必要条件と仕組みを浮き彫りにしていた制度が遠景に追いやられる」(p.322)。新自由主義な「略奪による蓄積」(D.ハーヴェイ)、金融資本主義の下でのリーマンショック(2008年)、災事便乗(ショックドクトリン)型あるいは祝祭

²⁴『経済成長論』や『景気循環論』で知られているシュンペーターには景気循環の一環としての「恐慌」が念頭にあったと思われるが、彼が読むことができなかった『経済学批判要綱』で、マルクスは次のように述べていた。「諸々の先鋭な矛盾、恐慌、痙攣」は社会的生産の発展がそれまでの生産諸関係とますます適合しなくなってきたことを示しているが、それは「資本にとって外的な諸関係によるのではなく、資本の自己維持の条件である、資本の強力的な破壊は、去って社会的生産のより高い段階に席を譲れ、という忠告が資本に与えられるさいの最も痛烈な形態である」、と。K.マルクス『1857-58年の経済学草稿Ⅱ』大月書店、1993(原著1981)、p.558-559。

²⁵ その多くは、イノベーションや新結合を強調する資本主義再生論である。たとえば、F.アギオン『創造的破壊の力—資本主義を改革する22世紀の国富論—』村井章子訳、白水社、2022(原著2020)。日本におけるシュンペーター復活の動向については、名和高司『シュンペーター—資本主義の先を予言した史上最高の経済学者—』日経BP、2022、根井雅弘『シュンペーター—英語原典で読む—』白水社、2021、など。批判的立場からであるが、ポスト・ケインズ主義的体制を「シュンペーター主義的勤労福祉型脱国民的レジーム」と規定するB.ジェソップ『資本主義的国家の未来』(中谷義和監訳、御茶の水書房、2005、原著2002)もある。塩野谷祐一『経済と倫理—福祉国家の哲学—』(東京大学出版会、2002)は、イノベーションを「卓越性の倫理」の典型的行為だと言う(pp.135-136、177-178)。実践的には、新自由主義的ガバナンスによる起業家活動組織化に対して、「マルチチュードの起業家活動(アントレプレナーシップ)」=「社会的協働の自律的組織化」を提起しているネグリ／ハートも注目される。A.ネグリ／M.ハート『アセンブリー—新たな民主主義の編成—』水嶋一憲ほか訳、岩波書店、2022(原著2017)、第9章。同書の評価については、前稿④を参照されたい。

²⁶ これに対して加藤泰史は、「責任あるイノベーション」を提起するEUの「ホライズン2020」と対比しつつ、人文学・社会学が「学問的共同体と市民的共同体との協同」(I.カント)を進める「市民的展開」、とくに哲学が「批判的ファシリテーター」の役割を果たすことの重要性を主張している。加藤泰史・松塚ゆかり編『人文学・社会科学の社会的インパクト』法政大学出版局、2023、p.62-64。なお、同書第2章「文系学問の危機とは何か」で盛山和夫は、「ポストモダン革命」後の「知の体系」解体に対して旧来の体系の批判的検討を通じて「新しい知の体系」の構築にチャレンジすることが必要であることを強調しているが(p.91)、本稿はその一環であり、「批判から創造へ」の課題については「おわりに」でふれる。

型資本主義などの動向にその 21 世紀的形態をみることができるとも言えよう（たとえば、東日本大震災からの「創造的復興」、コロナ危機下の東京オリンピックなど）²⁷。それらは民主主義のあり方の根本を問うている。

この点では最近、根源的民主主義論者である千葉眞があらためてシュンペーターの重要性を指摘していることが注目される。千葉は代表制・市民参加・社会福祉を三重の前提とする自由民主主義が、「(投機的な)金融資本と新自由主義的政策によって崩壊の危機にある」ことを指摘している（とくに社会の格差・分断の深刻化）。そして、それらが資本主義のエンジンとしての「創造的破壊」が行きつく先の「制度的破壊」を通して社会主義化に至ると予測した『資本主義・社会主義・民主主義』におけるシュンペーター・テーゼを想起させる、と言う²⁸。

千葉の言う「シュンペーター・テーゼ」とは、以下の3つである。すなわち、(a) 資本主義はその成功のゆえに自壊し、社会主義の勝利を準備する、(b) 社会主義と民主主義との間には不整合はなく、(c) 民主主義的方法とは政治的決定に到達するための制度的装置であり、ここでは諸個人は人々の投票をめぐる競争を通じて決定権を獲得する、である (p.322-331)。

(b) については、これまでに存在した「社会主義国」の現実を見ると違和感があるように見えるが、千葉は、シュンペーターのいう「中央集権的社会主義」は、必ずしも国家に結びつかない「一種の混合経済」であり、競争メカニズム、消費者選好の自由、職業選択の自由とも両立可能なものと認識されており、「社会的経済的平等と社会経済的弱者のエンパワーメントを追求する社会主義」を意味していたと言う²⁹。

千葉によれば、それは R. ミリバンドのいう「社会主義的民主主義」に近く、その社会主義の「民主主義的ポテンシャル」は、自由民主主義的資本主義の内部における批判的原理として、依然として重要な意義と役割をもっている。シュンペーターは「民主主義的方法は、共通善を実現するための政治的決定に到達するための一つの制度装置」であるとして、「人民の意思を具現するために集められるべき代表者たる諸個人の選出によって人民自らが問題の決定を行う」という「古典的民主主義」を批判している。「すべての人民が一致できる一義的な『共通善』や『一般意志』なるものはどこにも存在しない」からである。そこで提起されたのが、

²⁷ 「ショック・ドクトリン」(N. クライン) の展開は、新自由主義 (D. ハーヴェイ) のグローバル展開に重なる。日本での広がり実践的課題については、堤未果『堤未果のショック・ドクトリン—政府のやりたい放題から身を守る方法—』幻冬舎新書、2023、参照。

²⁸ 千葉眞『資本主義・デモクラシー・エコロジー—危機の時代の「突破口」を求めて—』筑摩書房、2022、p.23-24。以下の引用は同書「補論 シュンペーター・テーゼ再訪」。

²⁹ シュンペーターの社会主義社会の定義は「中央の権威が生産手段と生産自体を管理する制度の形」(I p.372) であり、「混合経済」も含まれるがそのことを積極的に主張しているわけではない。また、既述のような民主主義理解（「票を勝ち取る競争で政府を樹立する原理」）を前提にすれば、社会主義と民主主義は両立可能であると言っている (II p.345)。しかし、「社会経済的弱者のエンパワーメント」の論理は、シュンペーターにおいては確認できない。(表-1) に示した現代民主主義の展開論理を必要とするであろう。筆者のエンパワーメント理解については、拙著『エンパワーメントの教育学—ユネスコとグラムシとポスト・ポストモダン—』北樹出版、1999、を参照されたい。

「政治的リーダーシップ獲得のための競争」としての民主主義である。この提起について千葉は、実質的価値に基づく民主主義論の視点から見れば、デモクラシーの定義から人民主権、市民参加、共通善などの「政治的善」を除外するのは「赤ん坊をたらいの水と一緒に流す」ような行為だという批判も成り立つ、と言う（p.332-334）。既述のシュンペーターの民主主義理解がふまえられているかについての検討課題は残るが、代表民主主義の「2頭制」（N.ウルピナティ）の理解を加えて考えれば、妥当な評価と言えよう。

その上で千葉は、ポスト資本主義時代の今日、「創造的破壊」はグローバル金融資本主義によって「制度的破壊」に変質してきているのではないかと言い、民主主義に要請される多元的価値や環境危機への対応の必要を指摘しつつ、シュンペーター・テーゼが批判原理・改革原理としての有効性をもっていることを指摘している³⁰。しかし、その具体化のためには民主主義の「実質的価値」、制度や思想だけでなく経済的動向・経済政策の具体的検討が必要である。

新自由主義に主導された経済的グローバリゼーションの展開は、「裸の資本主義」の展開であり、富と貧困の対立、格差と不平等の拡大、グローバルな貧困・社会的排除や「環境危機」問題が深刻化している。先進国でも「公正としての正義」（J.ロールズ）があらためて問い直されるが、グローバルな視点から「世代間・世代内の公正」を追求しようとしたのが「持続可能な開発＝発展、sustainable development」であり、環境・経済・社会の統合的活動によって「持続可能で包摂的な社会」に向けての「変革 transformation」を目指すのがSDGsに他ならない。「新しい資本主義」（日本の岸田首相）を超えて、ポスト資本主義も提起されているこの時代、旧来の資本主義的経済の大きな転換が求められている。

こうした中でシュンペーターの経済理論、とくに評価・批判の対象としたマルクス『資本論』の現段階的見直しも求められている³¹。シュンペーターが見ることのできなかつた後期・晩期マルクス、とくに『資本論』第二部、第三部にかかわる草稿類に基づく研究をふまえた現状分析、将来構想（とくにアソシエーション論）の検討も必要であろう³²。ここではしかし、それらに立ち入ることは別の課題とし、〈表-1〉では、経済的グローバリゼーションによって国家の枠をも超えて展開する「裸の資本主義」の展開を「資本の流過程」として示しておくに止めている。「金融資本」主義化と新自由主義的「構造調整」の位置を確認していただきたい。

³⁰ 千葉はふれていないが、資本主義世界システムの「蓄積システム・サイクル」の視点からブローデルの「長期持続」論をふまえて、資本主義発展の最終局面を「金融拡大」に見ていたG.アリギは、よく知られた著書『長い21世紀—資本、権力、そして現代の系譜—』（1994年）の日本語版序文で、人類は「冷戦的世界秩序を精算する過程での暴力の昂進という恐怖（ないし栄光）の中で燃え尽きてしまうかもしれない」というシュンペーターの言葉を引用している（土佐弘之訳、作品社、2009、pp.9、23）。長期波動論をふまえたポスト資本主義論については、P.メイソン『ポストキャピタリズム』前出。

³¹ 鈴木敏正・高田純・宮田和保編『21世紀に生きる資本論—労働する個人・物質代謝・社会的陶冶—』ナカニシヤ出版、2020、を参照されたい。

³² 大谷慎之介『資本論草稿にマルクスの苦闘を読む』桜井書店、2018、宮田惟史『マルクスの経済理論—MEGA版『資本論』の可能性』岩波書店、2023、を参照。

3 「経済的民主主義」から組織・制度論を経て実践論へ

ここで、シュンペーターの民主主義論を振り返る際の重要な歴史的背景として、とくに世界大恐慌（1929年）への対応があったことに触れておく。

たとえば前稿④でとりあげたサンデルは、初期ニューディール時代における政策的対立（分権化か計画化か）を経て、共和主義に対する自由民主主義（リベラリズム）が勝利した要因としては、ケインズ経済学と戦時経済の影響が決定的だったと言っていた。この点、民主主義論においては議論されることが少ないが、サンデルは、1930年代後期から経済論争の焦点が「自己統治に関するものから消費者福祉に関するものへと変化」し始め、経済政策も1960年代初期までの間に「成長と分配的正義の政治経済学が公民性の政治経済論に取って替わった」ことを問題視している³³。

ニューディール初期には、経済計画派と反トラスト派の対立があった。ケインズ経済学はしかし、構造改革にかかわる諸提案とは異なり、「善き社会とは何か」とか「人格形成」のあり方と言った論争的課題を避け、「既存の消費者選好をそのまま受容すること、そして、総需要を操作することによって経済を調整すること」を提案した（p.161）。それは「手続き的共和国に特徴的な中立性への熱望」を実現するもので、①政治的アイデンティティの焦点を「生産から消費に移行」し、②共和主義的伝統である「人格形成」の企てを退け、③自由の主意主義的な考え方と「自らの目的を自ら選択することができる自由で独立した自己としての人格」を受け入れることになった（pp.174, 179）。

これらによって、経済学は「財に関するあらゆる判断から分離」（J.K.ガルブレイス）され、「政府介入と個人の選択の尊重とが両立」（ケインズ）する。このような方向性をもつケインズ経済学は、当時のルーズベルト大統領の経済政策を変更させただけでなく、TVAの責任者で「草の根民主主義」の主唱者であったD.リリエンタールの主張をも変えさせた。「産業資本主義が労働者から、自己統治に必須の自立を剥奪している」と批判してきたサンデルが、「自立はもはや仕事の世界において模索されるべきではなく、代わりに余暇や消費の領域において模索されるべきだ」と言うまでになったのである（p.185-186）。

「戦後自由民主主義」については狭い意味での政治的自由にとどまらず、「社会経済的な自由」にまで立ち入った検討が必要であることは明らかであろう。それはまさに、戦間期から戦後にかけて問われてきたことである。そうした中で、史的唯物論や労働価値・剰余価値説に懐疑的であったシュンペーターへのマルクス主義の側からの批判もあったが、それらはまたマルクス主義的諸概念の捉え直しを迫るものであった。代表的なものとして、ケインズとシュンペーターとマルクスを対比的に検討した、小谷義次・置塩信雄・池上惇編『マルクス・ケインズ・シュンペーター』（1991年）を挙げるができる。

³³ M.J. サンデル『民主政の不满—公共哲学を求めるアメリカ（上・下）』金原恭子・小林正弥監訳、勁草書房、2010年、下巻 p.159。以下、引用は同書。

同書序章（小谷）はシュンペーターの資本主義没落＝自然的転形論の非弁証法的＝決定論的認識を批判しているが、平野喜一郎は、彼の「社会主義への移行」必然性論として①企業者職能の無用化、②擁護階層の壊滅、③独占による自由の喪失、④知識階層の敵対、⑤資本主義コースの喪失の5つを挙げ、その抽象的な弁証法理解はマルクスと同様であるが、具体的現実の分析には大きな差異があり、とくに「階級闘争」という視点が決定的に欠落していると言う³⁴。ここでは立ち入らないが、同書で取り上げられている貨幣・利潤・循環・技術革新・国家・国際経済などのテーマを含めて、今日的再吟味が必要である³⁵。技術革新を取り上げた大西広は、シュンペーターは「政治社会経済学者」であり、その評価は唯物史観の再発掘にも関わる「全社会構成体的な」視角からなされるべきだとしていた（p.176-177）。実践論的には、最終章で民主主義・社会主義を論じた池上惇が、シュンペーターもケインズも「教養のある知識人の英知を未来社会の成熟＝社会化と結合して社会の管理システムの改善を期待」するエリート主義的なものであったが、当時の「財政民主主義と直接民主主義の嵐」によって根底的に批判されているとしていた（p.247-248）。〈表-1〉で示した「人権と民主主義」の21世紀的課題に繋がる。

ここでは、『自由・平等・民主主義』の展開と『市場経済』との連関を、経済学的視点から、現実の『資本主義—社会主義』をめぐる歴史的過程のなかで、検証し直してみよう」として、「根源的（ラディカル）民主主義」の21世紀的意義と課題を提起している社会主義経済学者・芦田文夫の『資本』に対抗する民主主義』（2021年）にふれてみよう³⁶。芦田は、シュンペーター同様、資本主義と社会主義との関わりで民主主義論を検討する。注目すべきは、これまでの関連理論を整理した上で、第Ⅲ部『21世紀社会主義』と自由・平等・民主主義論』において、市場経済の自由論（第1章）と平等論（第2章）をふまえた第3章『ラディカル・デモクラシー』論と社会的制度化』が論じられていることである。

³⁴ 小谷義次・置塩信雄・池上惇編『マルクス・ケインズ・シュンペーター—経済学の現代的課題—』大月書店、1991、pp.8-9、29-35。『資本主義・社会主義・民主主義』第5部における社会主義運動の歴史分析を見れば、階級闘争の理解が「決定的に欠落」していたという評価は見直さなければならぬであろう。なお根井は、③は「制度的枠組み」（所有権と社会契約）の崩壊、④は知識階級の「右傾化」と整理し、⑤に関しては、マルクスの資本主義衰退論の結論のみに同意しつつ、その論拠は「非経済的要因」に求め、「社会主義の文化的不確定性」という問題を指摘していたというレトリックに留意すべきだとしている（根井雅弘『資本主義はいかに衰退するか』前出、p.109-124）。

³⁵ たとえば、資本主義衰退症状として、①経済停滞、②オリガーキー的配分、③公共領域の収奪、④道徳的腐敗、⑤グローバル秩序崩壊、を挙げた、W.シュトレック『資本主義はどう終わるのか』村澤真保呂・信友建志訳、河出書房新社、2017（原著2016）、序文。シュトレックを含む最近の資本主義崩壊論については、若森章孝／植村邦彦『壊れゆく資本主義をどう生きるか—人種・国民・階級2.0—』唯学書房、2017、第1章・第5章および対談。シュンペーターについてもふれられ（pp.72-73、342-343）、エビログでは次章で取り上げるポランニーを踏まえて、「社会民主主義の再生」への期待が述べられている（p.377-379）。

³⁶ 芦田文夫『資本』に対抗する民主主義—市場経済の制御と『アソシエーション—』本の泉社、2021、p.4。以下、引用ページは同書。

そこでは最初に、1980年代以降、それ以前の高度経済成長や福祉国家が産み落とした「大衆社会」化や「脱政治化」が告発され、民主主義のあり方の根源が問われたのに「なぜ『生産諸手段の管理・運用』の主体性のレベルにまで高められなかったのか」という問題意識が述べられている。そして、「参加民主主義」や「アソシエティブ（結社）民主主義」など、下からの「民衆の権力」が模索され、根源的民主主義が主張されたが、その展開には「『社会的制度』化について消極的あるいは否定的な位置づけ」が多く見られたことを問題点として指摘している。「民主主義は制度を通じて社会のなかで実現される」と考えるからである。現段階の規範的特徴は「国家—企業・組織」の垂直的枠組みではなく「自律した諸個人の平等な水平的な相互関係の上に築かれたもの、自由な意思にもとづく結合およびアソシエーション」という「市民社会」型となってきているが、そうした民主主義の「組織と制度」の編成が問い直されてきているという理解である（p.334-336）。

こうした脈絡で考える「ラディカル・デモクラシー」の理解は、千葉眞の定義、すなわち「民主主義とは、人々が共に暮らす社会生活のあり方を自分たち自身で決定していくやり方」（p.340）という主張を踏まえたものである。しかし、それゆえにそうした主張は（変質し対立する傾向のある）「社会的制度化」に消極的・否定的になりがちであるが、「自立した諸個人の平等なアソシエーション」（マルクスの将来社会論）が基盤となるような社会編成のあり方が課題となってきた現在では、「技術と経済、生産諸条件・諸手段の運営・管理をめぐる民主主義」が「組織と制度」論として提起されなければならないのである（p.342）、と。

最近の千葉は、福祉社会の実現へと舵を取る必要を提起し、下からの「民主主義構築」の「制度構想」に向かう近年の議論として、英国クリック報告による「シティズンシップ教育」論、「よき生／幸福／福利」（wellbeing）を求める A. センと M. ヌスバウムの「ケイパビリティ（潜在能力）」論、林業・漁業・農業の再生、そしてベーシック・インカムの可能性を紹介しているが、それらはそれぞれ〈表-1〉の「現代民主主義」の展開方向において位置付けることができるであろう³⁷。

千葉は、今日の「民主主義の再生」のために、1）社会民主主義の理論と実践の見直しと再定義、2）エコロジー危機への取り組みの必要性を挙げている。新自由主義的グローバリゼーションがもたらした「双子の基本問題」（グローバルな環境問題と貧困・社会的排除問題）への取り組みが必要となっていることを示すものであろう。その際に千葉は、グローバル金融資本主義と新自由主義イデオロギーからの脱皮が求められているとして、ラクラウとムフの「根源的で複数的な民主主義」に立ち戻り、グラムシのいう「ヘゲモニーの視点」にたつ「下からの民主主義的ヘゲモニーの構築」、多種多様な社会運動の連携・接合を提起しているが（pp. 229-231）、その具体的論理の展開はない。千葉の根源的民主主義論や、ラクラウ／ムフが提起するヘゲモニー論、絶対的民主主義への展開と残された課題については、別著で検討した³⁸。

³⁷ 千葉眞『資本主義・デモクラシー・エコロジー』前出、p.233-237。前稿③、④も参照されたい。

芦田は、マルクス『経済学批判要綱』における「社会化された労働者」や「自由に処分できる時間」などをふまえると同時に、今日の「エコ社会主義」や「AI革命」への対応の必要についてもふれているのであるが、あくまで現代資本主義における民主的「制度」編成、「市場経済をベースに置いた一貫した民主主義変革」(p.366)の意義を重視している。しかし、先進資本主義諸国における「自由・民主主義を通じた社会主義」(p.7)＝「実現可能な社会主義」(p.77)を提起するのであれば、今日の「諸アソシエーション」が、〈表-1〉に示すような現代国家からの官僚化・国家機関化傾向と、経済構造からの商品化・資本化傾向に対応してどのような実践を展開すべきか、とくにグローバリゼーションがもたらした基本問題（グローバルな環境問題と貧困・社会的排除）に対応しながら、本来のアソシエーション的性格をどのように発展させていくかを検討しなければならないであろう³⁹。

また、筆者の理解では、「社会制度」とは「社会的労働の疎外された形態」である。社会制度の民主的改革には、社会的労働とくに管理労働の民主的編成が不可欠である。芦田民主主義論には社会的労働論が欠落しているが、芦田が重視する民主的人権を保障するためにはまず、教育・ケア・医療などの労働論的分析を踏まえた社会的労働、その中での「公共的（公務）労働」の位置付けとその発展条件の検討が必要である⁴⁰。それらの発展のためには、「実践としての民主主義」の展開である社会的協同実践、それらにかかわる学習実践が求められる。

それらは資本主義的な「経済構造」の展開を基盤にした動向である。「資本主義が発展すると、資本主義のロジックそのものによって、資本主義体制が減じ、社会主義体制に移行する傾向がある」ことの具体的事例とも言える。しかし、体制転換は自動的に進むものではない。資本主義の展開そのものがその条件と担い手を生み出す論理を理解する必要がある。

たとえばシュンペーターは、マルクスの窮乏化論は経済学的に信用がおけないと言うが（I p.121）、マルクスは、賃金が上がろうが下がろうが、資本蓄積の拡大に対して多様な窮乏化が現れることを問題にしている。そもそもシュンペーターは、「階級」は経済学と区別された社

³⁸ 拙著『「コロナ危機」を乗り越える将来社会論』前出、第I編。山本圭『現代民主主義—指導者論から熟議、ポピュリズムまで—』（中公新書、2021）は、第5章「現代思想のなかの民主主義」の最後にラクラウを取り上げ、ムフとの共著『民主主義の革命』（1985）以来のヘゲモニー論を中心としたラディカル・デモクラシー論、結節点＝接合論や「闘技民主主義」論、「左派ポピュリズム戦略」の主張を整理し、それらが「行き場を失いかけた左派のプロジェクトを立て直し、まがりなりにも現代の変革の可能性を描いた」（p.214）と評価しているが、筆者の理解と対比されたい。拙著では、左派ポピュリズムについてはムフのものを取り上げ、ラクラウ『ポピュリズムの理性』（2005、邦訳には山本の「解説」が付されている）には直接触れていないが、右派ポピュリズムと区別するためには、筆者のいう「現代の理性」の展開論理を明らかにしなければならないであろう。ESDにかかわる「現代の理性」については、拙著『持続可能な発展の教育学—ともに世界をつくる学び—』東洋館出版社、2013、第7章第4節を参照されたい。

³⁹ この点、拙著『教育の公共化と社会的協同—排除か学び合いか—』北樹出版、第IV章。

⁴⁰ 最近の研究として、二宮厚美『社会サービスの経済学—教育・ケア・医療のエッセンシャルワーク—』新日本出版社、2023。具体的に教育制度と教育労働論について、小玉敏也・鈴木敏正・降旗信一編『持続可能な未来のための教育制度論』学文社、2018、序章および第1章を参照。

会学の問題としているが、具体的な階級関係は〈表-1〉に示すように、所有・労働組織・分配関係の全体を視野に入れた上で、蓄積論に固有な論理をふまえて検討すべきである。『資本論』では、拡大する資本蓄積に伴う相対的過剰人口（産業予備軍）形成という一般法則、その諸形態、それらの例証、原始的蓄積過程と近代植民論の全体をとおして階級関係の拡大再生産を解明しようとしている。それゆえ、現役労働者と失業者・不安定就労者との連帯・協働が社会変革にとって不可欠だと主張したのである⁴¹。

しかし、いわゆる「貧困革命論」などに陥ることを避けるためにより重要なことは、〈表-1〉最下行で示した商品・貨幣関係にはじまり資本蓄積に至る過程で展開する「自己疎外＝社会的陶冶過程」をふまえ⁴²、それぞれに固有な領域における矛盾的市民形成、その結果としての市民と公民の分裂を乗り越えようとする社会的協同実践としての民主主義の展開、そこで不可欠な学習活動とそれを援助・組織化する実践の理解である。Iの2で述べたように、「持続可能で包容的な社会」への展開は、こうした意味での学習活動を推進し、「グローバル市民」を形成する活動をぬぎに具体的な進展を見ることはないであろう。

こうした状況下で芦田文夫は、21世紀社会主義＝未来社会につながる民主主義＝自由論として、最初にK.ポランニーの遺稿集『市場社会の人間の自由』（2010年編集出版）を取り上げている。そして、彼が社会的領域を超えた「人格的領域」にまで及んで「複雑な産業社会」における自由の現実化を考えたことを評価している。その積極的なモメントは、①人間・個人の本性としての自由を出発的な基礎においたこと、②自由を実際に実現していく「社会的な制度化」をつうじての主体的な制御として位置付けようとしたこと、③自由と「共同体」を理念的・歴史的に関連づけようとしたこと、④自由の「道徳的哲学的な次元」＝人間論・人格論の展開をしたことである（p.301-302）。

しかし同時に、その市場経済論が『疎外論・物象化論』としてもっぱら商品論的次元において展開していこうとした理論的制約（p.273）も指摘している。たしかにその限界はあるが⁴³、本稿では、ポランニーが民主主義論を、「疎外論・物象化論」だけでなく、狭義の政治をも超えた「社会的存在」としての自由＝「社会的自由」を考えたことに注目し、次章で取り

⁴¹ 世界システムを視野に入れた現代階級論については、さしあたって、若森／植村『壊れゆく資本主義をどう生きるか』前出、第4章。生涯学習論との関わりについては、拙編著『社会的排除と生涯学習―日英韓の基礎構造分析―』北海道大学出版会、2011。

⁴² くわしくは、鈴木・高田・宮田編『21世紀に生きる資本論』前出、第6章。

⁴³ 芦田が指摘する企業組織・資本―賃労働関係・アソシエーション論展開の不十分さだけではない。たとえばデイルは、『大転換』の主人公は市場経済＝自由主義形態の資本主義で、ポランニーはその特殊性を理解していたが、社会民主主義が資本主義＝自由放任資本主義として自らを社会防衛主義的反応とした「トリック」に気付かなかつたために「国家の干渉が市場社会の安定に寄与しうることを予想できなかった」と言う（コーポラティズム、フォーディズム、混合経済などの資本主義形態への批判の不十分さ）。それはリージョナルな「再埋め込み」プロジェクト、「民主主義が市場を飼いならすのではなく、市場が民主主義を飼いならす」（シユトレーク）ことになった今日のEUの評価に及ぶ。G.デイル『現代に生きるカール・ポランニー―「大転換」の思想と理論―』大月書店、2021（原著2016）、pp.254-255、284。

上げてみよう。なお芦田は、21世紀民主主義論としてもう一人 A. センを取り上げているが、その潜在能力論とその後の課題については前稿③で検討し、それをふまえて〈表-1〉に「潜在能力平等」論も位置付けてあるので、ここでは省略する。

Ⅲ 民主主義と「社会的自由」

1 「経済的自由主義・ファシズム・社会主義」(K. ボランニー)

贈与・分配・市場交換から成る交換様式の視点、労働・土地・貨幣の「擬製商品化」による「自己調整的市場」とそれに対する「社会の自己防衛」との「二重運動」、それらをふまえて「市場の社会への再埋め込み」を提起した K. ボランニーに影響を受けた社会経済論は、多様な領域に広がっている⁴⁴。ここでは立ち入らないが、交換様式論をはじめ、異なった提起もある⁴⁵。しかし、これらの思想や理論が提起されているのは、グローバリゼーション時代に世界を席卷した新自由主義が単に「自己調整市場」を押し付けているだけでなく、I で見たような「新自由主義的統治」が「経済的理性」を社会全体に浸透させ、すべての人間を「ホモ・エコノミクス」として、「効用を原理とするような文明」が支配的となってきたがゆえに、「経済的自由主義」に対する「社会の自己防衛」の原理をオルタナティブとして展開し、グローバル市民社会も視野に入れて「新自由主義を超える連帯と協働の社会を創造すること」が必要だからであろう⁴⁶。

⁴⁴ 玉野井芳郎が提起した『エコロジーとエコノミー—広義の経済学への道—』（みすず書房、2002）、経済を社会に「埋め込んで」捉える「新しい経済社会学」をマクロ・メゾ・ミクロのレベルにわたって展開しようとする M. グラノヴェッター『社会と経済—枠組みと原則—』（渡辺深訳、ミネルヴァ書房、2019）、「二重運動」論を批判的に再構成（「鳴動する進化論」）して戦後日本社会経済分析に適用しようとした佐藤光『カール・ボランニーの社会哲学』後出など、広い範囲に及んでいる。「自由」と「正義」が相克してきた経済思想史を、ボランニーを軸に再構成しようとした中山智香子『経済学の墮落を撃つ』（前出）は、本稿でふれているシュンペーターやグラムシも含めて、19世紀末以降の多様な経済思想を捉え直している。SDGs の視点からは、古沢広祐『食・農・環境と SDGs—持続可能な社会のトータルビジョン—』農山漁村文化協会、2020、第Ⅲ部 [2]。

⁴⁵ たとえば、「生産力と生産関係」の展開として理解してきた「唯物史観」を批判し、世界史を「交換様式」の展開として捉える柄谷行人『力と交換様式』（岩波書店、2022）。その交換様式論（A = 互酬、B = 略取と再分配、C = 商品交換、D = A の高次元の回復）は、マルクスのヘーゲル『法の哲学』批判と『資本論』の商品・貨幣論を前提として資本 = ネーション = 国家を把握しようとするもので、その理論展開においてボランニーは参照されず、むしろ「再分配をあらゆる社会に同一的なものとして見出すのは、国家に固有な次元を見逃す」ものとして批判されている。同『世界史の構造』岩波書店、2010、p.11。なお、清家竜介『交換と主体化—社会的交換から見た個人と社会—』（御茶の水書房、2011）は「贈与・等価交換・資本制交換・再分配」から成る交換形式論を提起しているが、依拠するのは G. ジンメル の相互作用論である。ボランニーの互酬・交換・再配分・家政から「家政」を除き、等価交換と資本制交換を区分しているのは、市場の肯定的側面も位置づけ、逆に、「贈与する自然」の破壊の意味を考えるためである（pp.7, 244-246）。

⁴⁶ 齊藤日出治『資本主義の暴力—現代世界の破局を読む—』藤原書店、2021、pp.88-89, 220。齊藤は、「社会の防衛」に関してボランニー（市場の社会への埋め戻し）とフーコー（生権力による全体主義）が提起した両側面の可能性を指摘している（p.159-161）。重田園江『ホモ・エコノミクス

戦前から1964年の死亡までのポランニーの研究領域は広く、その生涯における変容もみられることもあり、評価の仕方は多様である。その点で、ポランニーの思想形成とその背景をていねいに総括して、その今日的意義を主張したG.デイル『現代に生きるカール・ポランニー』（2016年）は、理論と主要命題が形成される文脈を重視する「知性史のアプローチ」をとって参考になる⁴⁷。しかし、ここでは社会的経済とのかかわりにおける民主主義論を検討することに焦点をあわせているので、経済学史・経済思想史研究の方法をとり、彼の思想・研究遍歴に寄り添ってもっともよく整理されたものとして、若森みどり『カール・ポランニー』（2011年）を中心的参照点にすることにする。

『大転換』（1944年）に代表されるK.ポランニーのテーマは、シュンペーターの『資本主義・社会主義・民主主義』と重なるところもあるが、「経済的自由主義・ファシズム・社会主義」であった。若森の整理によれば、それらの対立構図は〈表-2〉のようである⁴⁸。

〈表-2〉 経済的自由主義・ファシズム・社会主義の対立構図（若森みどり）

経済的自由主義	<ul style="list-style-type: none"> ・市場ユートピア的自由：権力と自由の対立的理解 ・権力の否定と人間の自由の擁護 ・責任と義務からの自由 ・自由と自由企業の同一視 ・市場システムと政治領域の分離 ・市場経済の創出と維持のための国家介入を要請
ファシズム	<ul style="list-style-type: none"> ・市場ユートピア的自由の裏返し ・自由の否定と権力の肯定 ・キリスト教的な個人主義の否定 ・資本主義的経済領域に政治領域を吸収 ・民主主義と自由なき協調組合主義
社会主義	<ul style="list-style-type: none"> ・市場ユートピア的幻想を超える新しい自由 ・責任を通しての自由（社会的自由） ・社会の現実を受け入れ、そのなかで自由の拡大を追求 ・産業社会において、キリスト教的社会観を継承

ここで若森が「経済的自由主義」としたものは、ポランニーのいう「自己調整の市場」、ほんらい商品ではない土地・労働・貨幣にまで広がる競争的自由市場を推進する思想であり、リ

—「利己の人間」の思想史—（筑摩書房、2022）も参照。ただし、Iでハーヴェイについて見たように新自由主義的な「経済的理性」に関しては、市場一般と資本主義の市場を区別した上で、「資本の論理」全体をふまえた検討が必要である。

⁴⁷ G.デイル『現代に生きるカール・ポランニー』前出。ポランニーは「民主主義的資本主義的混合経済の理論家」だと理解するような動向に対して、『大転換』に至る彼の命題は資本主義と民主主義は「共生」ではなく「衝突」だと理解するもので、民主主義の道は資本主義から社会主義への「所有制度の変革を伴わねば」ならないという反ファシズムの主張だったとしていることなどが注目されよう（p.176）。

⁴⁸ 若森みどり『カール・ポランニー—市場社会・民主主義・人間の自由—』NTT出版、2011、p.170。以下、引用は同書。同『カール・ポランニーの経済学入門—ポスト新自由主義時代の思想—』平凡社新書、2015、も参照。

ベラリズムというよりもリバタリアンに近い主張だと言える。ファシズムはその「裏返し」と理解されている。注目すべきは、ポランニーの思想に近いとされている「社会主義」であるが、マルクス主義的な社会主義ではなく、「オーウェンの社会主義」である。それは、キリスト教的伝統（人格関係としての共同体の希求）の継続と民主主義（産業社会の民主化）の要請とを結びつけるもので、若森はこの表の説明のために、『大転換』から次のような引用をしている（p.171-174）。

すなわち、社会主義とは「本質的に、自己調整的市場を意識的に民主主義社会に従属させることによって自己調整的市場を超克しようとする、産業文明に内在する傾向のこと」であり、「社会を諸人格間の独自の人間的な関係によって構築された組織としようとするこれまでの努力の継続」にすぎない、と。したがって、この「社会主義」的自由を実現するためには、「社会の現実を受け入れ、そのなかでの自由の拡大」、すなわち「責任を通しての自由（社会的自由）」が求められるのである。そこでは、人間存在の意義と目的を具体化するような、「宗教的・道徳的次元における自由の意味についての人間の意識改革こそが、規制や計画を通じて新たな自由を制度的次元に広げていくためにも必要」なのである。死の認識、自由の認識をふまえた「社会の認識」である。そこで、「社会の現実を受け入れた上で人間の自由がどこまで拡大できるか」を問うた「オーウェンの社会主義」が重視される。『大転換』の末尾でポランニーは、社会の現実を覚悟して受け入れること（resignation）＝「社会の発見」をし、「新たな力と希望のよりどころとなる協同の原理を発見したオーウェンは、複雑な社会の現実を覚悟して受け入れた最初の社会主義者」だと評価している⁴⁹。

『大転換』後のポランニーは、互酬性・再分配・交換という社会的統合3形式を視野にいれた経済社会学・人類学を展開したが、分析対象は資本主義以前の「経済と文明」研究が中心であり、複雑な「社会の現実」と人間存在＝人格との関係の分析は遠のいたようであった。前稿②で見た「社会システムと人格」、③で見た複雑化社会理解のテーマである。遺稿集『人間と経済』（1977年）ではM.ヴェーバーの「形式合理性」を展開した「経済合理性」の支配を批判しているが、それは今やⅠの1で見たように社会全体を覆っている。その後、最晩年のいわゆる「ウィークエンド・ノート」や書簡類などの公開を通して、北アメリカ時代（1947-1964年）のポランニーの研究の展開が明らかになるとともに、あらためて戦前からの思想展開の見直しがなされてきている。上記のデイルや若森の著書はその成果の一環である。

2 「社会的自由」論の発展課題

ここで、若森の研究を参考にしながら、本稿の視点からポランニーの「社会的自由」＝社会

⁴⁹ なお、シュンペーターは、オーウェンに対して「目標に向かう社会の力学が示されていない」と批判的であるが、フェビアン協会型社会主義運動は「社会を根底から立て直す手助けをし、最終的には経済の公的管理」を目指した「本物の社会主義者」だったと高く評価している。J.シュンペーター『資本主義・社会主義・民主主義』Ⅱ、前出、pp.150, 184。

経済論の特徴とその発展課題を整理すれば、以下のようである。

第1に、根幹となる「人間存在」の理解である。若森によれば、ポランニー社会哲学の核心的命題は「人間とは、有限の肉体的生命を持つ個体的存在であると同時に個人の内面生活を永遠に生きる人格的存在であり、かつ、自らの意図した行為の非意図的帰結である社会的影響に対して責任を問われる社会的存在である」(p.259)、ということである。個体的・社会的・人格的存在とは、筆者の言う「実体」「本質」「主体」の統一としての「近現代的人格」に他ならないだろう⁵⁰。ポランニーの人格重視はキリスト教的・倫理社会主義的な人格理解から始まったのであるが、上記「人間存在」理解をふまえた人格論そのものの展開は残された課題となっている。

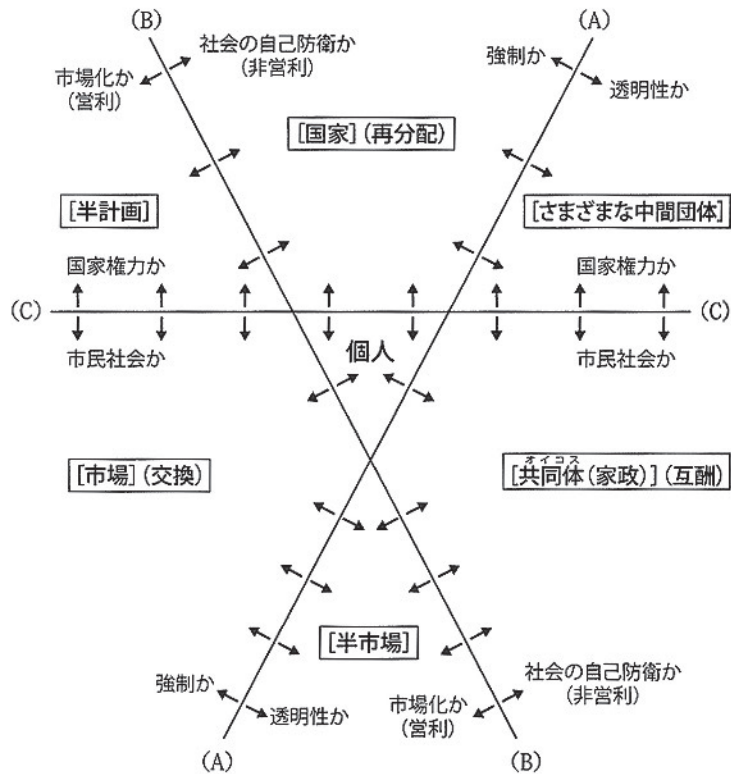
しかし、第2に、晩年のポランニー（「ウィークエンド・ノート」）は、「複雑社会」における人間存在が、意図せず「政治的権力」と「経済価値」を生み出していることを自覚した上で、「社会の中で自由をつくっていくという、意識改革」を主張していること（p.221-222）が注目される。〈表-1〉で示した「政治的国家」と「経済構造」の展開、それに規定された近現代的人格の「公民」と「市民」への分裂、それらをふまえた上で「主体としての人格」の「意識改革」の理解が必要であろう。

その際には、第3に、「ウィークエンド・ノート」におけるポランニーが、個人の自由と社会の持続性、「自由と平等が両立するか」という「ルソー・パラドックス」に取り組み、それらを不断に調整している「普通の人々」（ルソー）の文化に学びつつ、「制度改革の方向」を考えたこと（p.234-236）に注目すべきであろう。「自由と平等」の対立を克服しつつある人々の「実践としての民主主義」の展開に学びながら、社会的自由の展開方向を考えるという課題であろう。

第4に、以上をふまえた「複雑な社会」の構造的理解が必要なことである。若森の整理によれば、ポランニーが考えた「複雑な社会」は主として市場（経済領域）、再分配（政治領域）、互酬（共同社会領域）から構成されるが、それらは「強制か透明性（互酬のまたはアソシエーションの非契約関係）か」、「市場化（営利）か社会の自己防衛（非営利）か」、「国家権力か市民社会か」の「三つの基準線＝対立軸」に従って説明できる。それは、境界の線引きに責任を負う「個人」を真ん中に置き、「半計画」・「半市場」・「さまざまな中間団体」を加えた図に表現されている（〈図-2〉）。

この図は、基本的には〈表-1〉に示したような、政治的国家・市民社会・経済構造の中にある近現代的人格とその互酬的・アソシエーション的活動を表現していると言えよう。その上で

⁵⁰ 拙著『増補改訂 生涯学習の教育学—学習ネットワークから地域生涯教育計画へ—』北樹出版、2014、第3章第4節。人格論の今日的発展課題については、前稿①を参照。ポランニーの人格的自由論は「キリスト教共同体」を前提にしたものであり、それは後述の「責任」理解にも反映している。佐藤光『カール・ポランニーの社会哲学—『大転換』以後—』ミネルヴァ書房、2006、p.179-184。制度的自由と宗教的・道徳的自由の区別と統一が課題となる。



(注) 若森みどり『カール・ポランニーの経済学入門』平凡社新書, 2015, p.259

〈図-2〉市場・再分配・互酬の関連構造

若森は、ポランニーにとっての「良き社会」の理想像は「複雑な社会の中核において個人が責任と義務への自由、すなわち社会的自由を最大にするような、市場、再分配、互酬の動的な均衡状態」=「ポランニー固有の社会主義」だと言う⁵¹。その具体化のためには、「社会的自由を最大」にするような民主主義への社会的協同実践が必要であろう。筆者が考えるその展開方向は、〈表-1〉に示した。

その際に、第5に、「協同の原理」にもとづいて社会的自由を求める諸実践の展開を解明することが必要であろう。まず、ポランニーが重視したオーエンに始まる「労働と協同と教育」の歴史をふまえた今日的課題の理解が求められる⁵²。日本では2022年10月の労働者協同組合法施行で新段階に入った協同組合運動を、Iの3でふれた芦田文夫が言うアソシエーション、ひろく「社会的協同 association」運動の一環として捉え直す必要がある。

⁵¹ 若森みどり『カール・ポランニーの経済学入門』前出, p.258-265。

⁵² この点、具体的には、拙著『将来社会への学び—3.11 後社会教育とESDと『実践の学』—』筑波書房, 2016, 補論Aを参照されたい。

第6に、それに対応して、「現にある社会をより良い社会に変化させる継続的な努力」とくに制度改革を探究することである。それは芦田も強調する「制度化」論の課題であるが、「経済的自由主義」が「宗教的・道徳的次元」とくに教育制度改革に深く関わってきている今日の重要課題である⁵³。「人類の運命に対する責任を普通の人びとのもとに取り戻すこと」、普通の人々が「自分の社会を新たに創出しつくり上げる自由」(p.259)の発展として、ポランニーからわれわれに残された課題である。この点、Iの2でふれたユネスコ世界会議「ESDに関するベルリン宣言」(2021年)の「責任ある行動的なグローバル市民」、第7回国際成人教育会議「マラケシュ行動枠組」(2022年)の言う「変革力 transformational power」にかかわるものであろう。

第7に、そのことをふまえた実践論が求められる。その際に若森は、重要なことは「社会——いかなる社会であれ——は不完全」あるいは限界をもっているが、「諸個人の行為の意図せざる諸帰結」と受け止め、それがもたらす「害悪を縮減する課題に対して責任をもつことこそが人間の自由の課題」であり、それこそ「創造的人間の応答」だと言っている(pp.259-261, 268)。前稿④で見たI.M.ヤングの「(責任の)社会的つながりモデル」の理解に重なるとも言える。

しかし、いかなる社会も不完全であるとしても、「諸個人の行為の意図せざる帰結」としての「害悪」一般と、「経済的自由主義」がもたらす「害悪」は区別されなければならない。資本主義社会に住む我々が取り組むべき課題は、「自己調整的市場」さらには資本蓄積がもたらす「害悪」、すなわち商品・貨幣・資本に固有な物象化・物化・物神化(「意図せざる諸結果」)がもたらす「人格の自己疎外」を克服していくことであり、その実践的な取り組み(ポランニーの言う「協同組合原理」の具体化)の中にこそ「社会的自由」が存在すること、そこに「創造的人間の応答」の現実的な姿があることを理解することが必要であろう⁵⁴。最後に、こ

⁵³ 拙稿「資本蓄積体制と社会制度」北海学園大学『開発論集』第103号、2019。同稿Iの2でポランニーに批判的にふれたが、市場体制一般ではなく、資本蓄積体制全体を視野に入れ、物象化=自己疎外論を媒介した制度化が検討されなければならない。この点、芦田文夫の批判と重なるところがあるが、芦田は「資本」展開の全体(表-1)最下行参照)との関係に立ち入っていない。

⁵⁴ ポランニーは1927年の講演原稿「自由について」で、物象化の克服としての「社会的自由」について論じている。それは「機能主義的社会主義」の立場からのものであり、その最高段階では人間相互の社会的関連が「明瞭で透明になったとき」だというマルクス『資本論』第1部第1章第4節(商品の物神生とその秘密)に基づく理解を、「一定の生活領域に対する見通し能力が、より大規模な、ますます高度で明瞭なものになる」ような「現実的変革」によって有効にしようとしたものである。ポランニーは同時に、社会的自由が課す3つの課題、すなわち①社会化の必然的結果の制御、②人類の全世界的な目標設定、③われわれの生存のあらゆる社会的影響に対する「最終的な責任」の自覚、を挙げた上で、それらは漸近的な目標であり「われわれ自身の生活を直接に社会的生活として生きるというわれわれの最終目標が完全に実現されることは決してありえない」と言っていた。そして「協同組合原理」(対等な者の結合の原理、真の自己組織化の原理)を提起し、具体的に「見通し能力」を持った協同組合はもちろん、労働組合・政党から「社会主義的地方自治体」も重視していた。K.ポランニー『市場社会の自由と人間の自由』若森みどりほか編訳、大月書店、2012、pp.11-15, 38-39, 48。今日的課題につながるであろう。邦訳者解説で若森は、これ以後の

のことにふれておこう。

もちろん、社会主義者でもあったポランニーは、『資本論』だけでなくルカーチ『歴史と階級意識』（1923年）をとおして、マルクスの物象化論を理解していた。ポランニーの転機となったとされるイギリスのキリスト教左派学習会での講演「共同体と社会」（1937年）でも、市場経済だけでなく物神崇拜や資本物神、そして階級にもふれている。しかし、社会と区別された「共同体」は人格的領域にあり、「人間の共同体は、社会に内在していると同時に社会を超えている」として、マルクス主義理論の限界は「社会的歴史的領域以外の共同体の実現を知らない」ことだと言っていた。そして、社会主義のもとでは「社会の透明性」が増すので、「他者に負っている負債」を支払い、社会的束縛から自ら解放することで「社会を超え、人格的な領域に到達すること」ができるとしていた（「普遍的共同体のための共同体」）⁵⁵。しかし、そのためには「近現代的人格」の構造をふまえ、「人格の自己疎外」を克服していく実践の展開論理を明らかにする必要がある。ポランニーに残されていた基本的課題であろう⁵⁶。

問題は物象化・物化・物神化とそれらに照応した「意識における自己疎外」の諸段階が区別されておらず、したがって、「意識改革」の主張はしても、「普通の人々」の社会的自由に向けた実践的課題を具体的に提示できなかつたところにある⁵⁷。それは市場関係や所有関係だけでなく、労働組織や分配、そして蓄積論としての階級関係にわたって検討されるべきことである。『大転換』では「市場社会の形成と崩壊」がテーマとされ、とくに労働力商品の形成にかかわるイギリスの「救貧法と労働の組織化」の分析などが注目されるが、それは『資本論』で

ポランニーは「民主主義の拡大を通して非人格的で物象的な社会を透明で人格的な共同体に全面的に転換する」という1920年代の構想を「撤回」したと言うが、むしろ市場社会の背後にある資本の論理全体を通して進展する物象化＝疎外を克服していく実践論へと展開する課題が残されていたと言うべきであろう。若森もその後、民主主義の活動は諸個人の経済活動を「市民社会に埋め込む方向を後押し」して、「透明性の領域を複雑な社会のなかで拡大していくだろう」と述べている。若森『カール・ポランニーの経済学入門』前出、p.262。〈図-2〉のAの軸も参照。マルクスの言う「透明性」＝「透いて見えるほどの理性的諸関連」とその理論的・実践的発展課題については、拙稿「将来社会論としての教育学」『札幌唯物論』第62／63合併号、2020、p.27。

⁵⁵ K.ポランニー「共同体とは何か—われわれの社会秩序のキリスト教的批判—」『市場社会の自由と人間の自由』前出、pp.121、134-135。中山は、社会主義経済計算論争に関わってポランニーが、「公正」の原理に立った計画的な管理、分配の平等、労働者による管理、そして「集団化」に伴う「社会的費用」（彼の構想の核心）を重視したことを指摘して、科学や計算の合理性に対する「社会性」こそ「人間社会の理性」が依拠する「唯一にして最大の砦」だったとしている。中山智香子『経済学の墮落を撃つ—「自由」vs「正義」の経済思想史—』講談社現代新書、2020、p.94-88。

⁵⁶ 晩期の「ウィークエンド・ノート」の冒頭では、「『大転換』は、初期マルクスの哲学的アイデア、すなわち疎外論のアイデアを100年後に継承し展開したもの」だと言うが、その後を含めて疎外論の具体的展開はなされていない。佐藤光『カール・ポランニーの社会哲学』前出、p.202-203。

⁵⁷ 「経済と民主主義」（1932年）では、民主主義を救いだせるのは「経済的教養と政治的教養をもった新しい大衆文化」以外にないが、「仕事、生活、日常の日々の意味を大衆に明らかにするのに役立つ場合にはじめて、知識は教養になる」と言っていた。晩年の「自由と技術」では、技術文明と大衆社会化の中での順応主義や「疎外の克服」にも触れている。しかし、「新しい大衆文化」や「教養」をいかにして獲得するのかについては、検討されていない。K.ポランニー『市場社会と人間の自由』前出、pp.77-78、283、292。

は蓄積論＝階級形成論の一環、とくに一般法則・諸形態・例証をふまえた「本源的蓄積」論として展開されていることである。まさに、ポランニーのいう「悪魔のひき臼」が形成され、それに対して「社会の自己防衛」運動が展開される歴史的過程である⁵⁸。そこに至る「資本の生産過程」全体の展開論理に即した物象化＝自己疎外＝社会的陶冶論が問われるのである。それこそ、「自己調整的市場」というユートピアがもたらす「社会の現実」を受け入れるということであろう。

ポランニーや芦田による「制度化」論は今日的にも重要な提起であり、次節以下で検討しよう。ただし、既述のように、社会制度は「社会的労働の疎外された形態」であると言う筆者の理解をふまえてあらかじめ言えば、社会的労働論にまで遡って制度化とその諸形態の展開論理を提起できなかつたことが、ポランニーとその後の制度論が制度改革の実践論を具体的に提起できなかつた主要な要因である。それは、「自己調整的市場」の規制の具体化、「社会的自由」の発展のための「計画化」、未完に終わった「自由と技術」のテーマでもある⁵⁹。

3 「社会的自由」の「規範的再構成」＝社会分析

ここでふまえておくべきことは、近代に始まる功利主義や「経済的自由主義」に対して「連帯と協同」を重視する「社会的自由」論は、W.G.F.ヘーゲルが提起した「自由の相互承認」論にまで遡ることができるということである。

ヘーゲルの実践哲学を丁寧にフォローした高田純は、『法の哲学』における〈法—道徳—人倫（家族—市民社会—国家）〉の諸段階は「承認の実現の諸段階」という意味を持っているが、その際に共同体（制度）は「承認の実現であり、承認の条件」とあると言う。ここから〈現実＝理性〉の命題、実在性と規範性をどう統一的に理解するかをめぐるヘーゲル学派の分裂、すなわち①歴史主義的、②システム論的、③批判的というアプローチの対立が生まれる。①と②は説明原理、③は評価原理に立っている。事実認識と価値評価の問題であるが、諸個人がその両者の能力を持っているとすれば「相互承認の実現をめざして制度を形成し、変革主体とな

⁵⁸ ポランニーは、「あらゆる時代および場所での経済的要因を一般に強調しすぎることをマルクスの「重大な誤り」だと言う（K.ポランニー「社会における経済の位置」玉野井・中野忠編訳『人間の経済—交易・貨幣および市場の出現—Ⅱ』、岩波書店、2005、p.548）。その「経済社会」は「市場の諸法則によって規制される」ものとされているのだが、とくに本源的蓄積論の章を見れば、その批判は撤回しなければならないであろう。この本源的蓄積の過程が、「略奪による蓄積」として現代もなお続いていることについては、D.ハーヴェイ『資本の〈謎〉—世界金融恐慌と21世紀資本主義—』森田成也ほか訳、2012（原著2010）、など。

⁵⁹ ポランニーは『大転換』最終章「複合社会における自由」で、「政治と経済の制度的分離」は自動的の自由を生み出したとし、「権力と経済的価値」の展開の中で、社会の統合（計画化）は「自由の拡大」「個人の諸権利の強化」に資するものでなければならないと言う。K.ポランニー『大転換—市場社会の形成と崩壊—』野口建彦・栖原学訳、東洋経済新報社、2009、英語版原著2001年、p.460-461。その検討は、ハイエクやミーゼスなどの経済的自由主義を批判し、K.マンハイムの「自由のための計画」論を擁護することから始まるであろう。若森みどり『カール・ポランニーの経済学入門』前出、p.233-235。

ることができる」が、ヘーゲルは最後までそのことに懐疑的であった、と高田は結論づけている⁶⁰。

高田はその後、フィヒテとカントにまで遡り、ドイツ観念論の流れにおけるヘーゲル「相互承認論」の実践哲学的意義の再検討をしている。その結果によれば、「個人の自立性と他人との共同性をいかに結合するか」がヘーゲルの初期からの問題意識であるが、「行為の具体的、現実的評価は動機と結果との、理性的要素と感性的要素との、および個人的要素と共同的要素との関連の面から可能」となるとし、その評価は「個人のあいだで相互に行為の事情の配慮と評価基準を吟味することをつうじてなされる」としたことが、ヘーゲルの相互承認的行為論の特徴だとしている⁶¹。

ここでは、本稿の課題に即して、最近においてあらためて「社会的自由」を主張し、「制度」と「社会的労働」の歴史的・社会経済的分析をふまえて、民主主義と社会制度、そして「社会主義」の再考にまで及んだ論者として、A.ホネットを取り上げてみよう。ヘーゲル研究者としてのホネットは、すでに『承認をめぐる闘争』（1992年）で「人倫 Sittlichkeit」論の「承認論的展開」をはかり、「家族・市民社会・国家」に対応する「愛・法・連帯」の3領域にわたる承認論を提起していた。それが、「分配か承認か」をはじめとする論争を引き起こし、より具体的な社会分析の方法が求められていったことはよく知られている。

ホネット自身は『物象化』（2005年）で「ルカーチの物象化論の承認論的再定義」=「承認の忘却としての物象化」論を展開している。彼は「物象化の社会的起源」を問い、ルカーチ理論克服の課題として①脱人格化と物象化の同一視、②他の人物・対象・自己自身の物象化の論理の無区別、③経済領域の特権化、④資本主義的商品交通以外の物象化の起源の無視、の問題を挙げ、それらのオルターナティブとしての「承認の忘却としての物象化」論の可能性を主張している⁶²。その具体的内容については邦訳書解説者（宮本真也、辰巳伸知）がていねいに紹介しているので省略するが、ルカーチの「実存的関与」や「共感」、ハイデガーの「気遣い」、デュエイの「質的経験」あるいは乳幼児発達心理学の諸成果をふまえて、「認識に先行する承認」=「本源的承認」（共感と実存的配慮）を提起し、そこから生活過程全体に広がる物象化現象の分析の可能性を示している。しかし、「本源的承認」を否定する「真の物象化」と社会全体に広がる「擬似的物象化」のそれぞれを区別しつつ関連づけた上で、それら全体にわたる新たな物象化理解に基づく「社会分析」はどのように展開されるべきか⁶³。

⁶⁰ 高田純『承認と自由—ヘーゲル実践哲学の再構成—』未来社、1994、p.298-301。

⁶¹ 高田純『実践と相互人格性—ドイツ観念論における承認論の展開—』北海道大学図書刊行会、1997、p.229-230。

⁶² A.ホネット『物象化—承認論からのアプローチ—』辰巳伸知・宮本真也訳、法政大学出版局、2011（原著2005）、第6章。

⁶³ ホネット理論の特徴と「分配か承認か」論争を経た社会理論的課題については、日暮雅夫『討議と承認の社会理論—ハーバースとホネット—』勁草書房、2008。日暮はホネット理論の今後の課題として、①社会の理想状態の先取りとしての人倫理念とその都度の社会的コンテクストの関わり、

横田栄一は、ホネット『物象化』論が〈生活世界〉分析に新たな視野を開くものとして評価しながらも、「物象化現象は経済システムとは区別されたものとしての社会文化現象に限定され、物象化は主体の世界に対する、そして相互に対する振る舞いと知覚の次元にのみ限定され」、「何故、如何なるメカニズムによって彼が言う物象化現象が生起するのかの説明において困難に遭遇せざるを得ない」と批判していた。彼は、「制度自体、資本主義経済システムそれ自体が物象化」し、「人間の諸行為の意図せざる結果」として、生活世界からは知覚されない「一定の生活世界を産出する力」、とくに「物象化された生活世界」を産出しながら隠蔽する「資本主義に固有の力学」を指摘し、生活世界は「2つの力の緊張が運動する」世界となると言う⁶⁴。ポランニーが考えていたテーマの今日的具體化に繋がるとも言えよう。

ただし、ホネットも横田も、前章末尾で述べたポランニーが残していた課題に込んでいるとは言えない。横田がホネットに抗して言いたかったのは、「マルクスのフェティシズム批判を採用したからといって、社会的現実のうちに現実を乗り越える批判的契機を見出すことが出来なくなるといことはない⁶⁵」ということであった。しかし、ホネットはその後、「社会的自由」の視点から社会分析をして、社会制度に「批判的契機」を見出している。以下で検討してみよう。

ホネットは関連する諸考察を総括した『自由の権利』（2011年）で、規範的な「公正としての正義論」（J. ロールズ）の大きな制約は、それが「社会分析から切り離され」「純然たる規範的原理に固定されている」ことだと言う⁶⁶。「自由の権利」としての正義論を「歴史的に想起」してみれば、それはカント主義的な個人主義的自由＝否定的自由とその契約として社会的自由にアプローチしたものとして位置付けられる。それに対し、コミュニケーション的・討議的民主主義を提起した J. ハーバーマスと H. アーレントらによる「反省的自由」の展開としての正義論の展開があったが、ホネットは、高田の言う「ヘーゲル学派の分裂」を統合するかのよう⁶⁷に、「社会的自由とその人倫理論」の必要性を強調している。

②とくに「価値評価」（連帯）の承認様式が指し示すものの明確化、③西欧先進諸国を越えた普遍妥当性の如何、を挙げている（p.222-224）。以下の本文で見るのは、それらに対するホネットの対応だとも言える。

⁶⁴ 横田栄一『ネオリベラリズムと世界の擬似-自然化』梓出版社、2016、pp.34、62-64、74。横田は、新自由主義的資本主義による「抽象の支配こそが生活世界を擬似-自然化し、人間の歴史を人間の自然史として実現する元凶」だと言う（p.69）。IのIで見たような動向を、擬似-自然化＝物象化＝「抽象の支配」と捉えるのである（pp.275、298-301）。そうした視点からホネットの言う「自己物象化」（労働企業家）論も批判されているのであるが（pp.406、413-415）、「根源的承認」については「人間的生の根本的要求の相互承認から連帯の概念を再定式化」する方向で発展させることを提起している（p.419）。連帯論の動向と発展課題については、前稿③を参照されたい。

⁶⁵ 横田栄一『ハーバーマスとホネットを超えて—コミュニケーション的行為の理論から人間的生の理論へ—』梓出版社、2019、p.93。

⁶⁶ A. ホネット『自由の権利—民主的人倫の要綱—』水上英徳ほか訳、法政大学出版局、2023（原著2011）、p.7、など。

⁶⁷ ホネットは、「協働の自己実現という理性的で普遍的なもの」の欠如＝社会病理という理解を共有してきた批判的社会論を振り返り、「理性的で普遍的なものという規範的モチーフ、理性的社会的

『自由の権利』の直前に出版された『私たちのなかの私—承認論研究』（2010）では、人格的自律のためには「主体間の相互承認」が必要であることを再確認しつつ、それを「互いに自由で平等な存在として尊重し合うような民主主義的な法的共同体に加えて、この間に多様化した家族的関係や不安化してきた労働関係」（下線は引用者、以下同様）にも拡充することが不可欠だと言う⁶⁸。その「基本的方向」は、①分配の図式を、全ての主体をその都度の発展段階にある承認関係に組み入れる、②承認関係の道徳上の根本規範を歴史的・発生論的に解明する規範的再構成、③法治国家の活動に対する排他的まなざしを、非国家的な行為主体や組織に対する脱中心化した反省的視点によって補完することである（p.70）。

こうした方向は、「主体が互いを異なった存在として尊重してきた承認関係は、相互に受容された規範というものを前提」とするが、その際に重要なのは「制度として結晶化された実践の形を持つ歴史的な形成物」「歴史的にすでに与えられているこうした承認関係」である（p.71）。そこには、「公正としての正義」（J. ロールズ）論から生まれる「手続き主義」や、ハーバーマスの「システムと生活世界」論への批判が込められているのだが、ここではさらに、K. ボランニーによる経済領域の「脱埋め込み」=「自己調整的メカニズム」論が批判されていること（p.99-101）に注目しておこう。

その結論は、「自己調整的市場」がもたらす問題は「制度的、規範的規制によって予め規定されることによるのみ解決される」ということである。社会的秩序には経済的交換の実定法的規定・原則だけではない「一連の規範と秩序」、市場動向が必然的に埋め込まれている「文化的で規範的な相互行為の枠組み」が含まれている。たとえば、資本主義的労働市場で当事者たちに規範的同意を求めることができるのは、①収入に応じてもたらされる労働が最低賃金を備えており、②実際に行われた活動が、公益への貢献として認識されることを可能とするような形態をとっている、という条件が満たされるときに限る。「市場に媒介された労働の組織化は、事実としては効力を失っていてもその妥当性は失っていない、そうした規範的な諸条件に支えられている」のである。そのことは、資本主義的労働市場が経済的効率性増大の手段というだけでなく、「（システム統合と区別される）社会統合」のメディアだということを示している、と。

こうした理解から『私たちのなかの私』では、承認関係は「すべての社会現実にたいして構成必然的」（p.4）だとされていた。『自由の権利—民主的人倫』（2011年）は、そうした視点から具体的・歴史的現実に本格的＝体系的にアプローチしたものと言える。その際に提示した

な病理という理念、そして解放的関心の概念」という3つの構成要素を21世紀的に結びつけることを考え、それらを統一する「唯一のプログラム」に向けて「批判的立場の構成的基礎づけは、社会的合理性と道徳的妥当性との間に体系的結合を作る合理性概念を提示すべきだ」としていた。A. ホネット『理性の病理—批判的理論の歴史と現在—』出口剛司ほか訳、法政大学出版局、2019（原著2007）、pp.42, 66-67, 82。

⁶⁸ A. ホネット『私たちのなかの私—承認論研究—』日暮雅夫ほか訳、法政大学出版局、2017（原著2010）、pp.62, 67。以下、引用は同書。

「前提条件」は、次の4つである（同書序論）。

1) 社会の再生産は、基本的な理想や価値を共同の指針とすることである。とくに E. デュルケームの道徳社会学や T. パーソンズの行為システム論がふまえられている。2) 規範的な要求であると同時にそのつど既存の社会の再生産の条件をなす価値ないし理念だけを考慮することである。それは、既存の制度や実践の「規範的再構成」=「内在的に正当化されるさまざまな価値を、直接、経験的素材を評価し整理するための導きとすることで、正義論の規範的意図を社会理論的に変換する」というアプローチをとることを意味している（p.16-17）。

3) 方法上の手続きとしては、「社会の現実の本質的な特徴や特性は、社会での保全と実現とにどの社会的圏域がどのような貢献をなしているか」（p.18）を分析すること、である。社会的実践のかたちで埋め込まれているネットワークの中から、「人倫」の「体系的な見取り図」=構造的諸条件を際立たせようとする方法である。そこから「客観的可能性」（M. ヴェーバー）=「実践 Praxis の可能性」の現実的解釈も可能となるであろう。それゆえ、4) 「規範的再構成」の手続きはつねに「批判的適用の機会」もまた提供する、ということになる。たとえば、ヘーゲルが位置付けた市民社会における「職業団体」による人倫的意識の形成であり、デュルケームの社会分業論に受け継がれたものであろう。

以上は「社会分析としての正義論」の前提とされ、今日のポスト伝統的人倫の「規範的再構成」をめざして、「自由の可能性」（法的自由と道徳的自由）と「自由の現実性」（社会的自由）の歴史的経験が丁寧に分析されている。ヘーゲル『法の哲学』の構成が前提になっていると言えるが、「社会的自由」の領域として提起されているのは、①パーソナルな関係（友愛、親密な関係、家族）、②市場経済的行為（市場と道徳、消費圏域、労働市場）、③民主的意志形成（民主的公共圏、民主的法治国家、政治文化）である。ヘーゲル人倫 Sittlichkeit 論（家族・市民社会・国家）の、ポランニー交換様式論（贈与、市場交換、分配）をふまえた現代化であるとも言える。

「社会的自由」の歴史的経験と関連する研究の丁寧な整理は注目される。たとえば、家族については近代以降の社会化の中で、「民主的で協働的な交流形式を習得させ実践すること」を可能とする歴史的条件の具体的検討である。とくに超高齢社会における今日では、「共同で責任を自覚しながら公共的生活への移行」を可能とするがゆえに、他にはないような「誕生と死によって限界づけられた連帯共同体をともにかたちづくっていく主体」となっていく互恵的なケアや助け合いの民主的人倫関係としての可能性が指摘されている。フェミニズムとケア論の視点からの将来社会論⁶⁹などに展開しうるものであろう。

もちろん、「社会的自由」の中心的位置にあるのは市場経済的行為である。そこで、ヘーゲルとデュルケームを継承する「飛び抜けた二人の学者」とされているのが、パーソンズとポランニーである（p.361）。社会的自由に対して「間接的でより緻密な」方法でアプローチし、資

⁶⁹ 岡野八代『フェミニズムの政治学—ケアの論理をグローバル社会へ—』みすず書房、2012、終章参照。

本主義市場に「より控えめで、従順な態度」をとったとされているパーソンズからルーマンに至る社会学的システム論の特徴と問題点については前稿②で述べたので省略する。

それに対してポランニーは、「埋め込まれた市場」論によって「直接に、近代経済秩序の規範的評価の基準」を与えようとしたとされている。その市場社会の歴史的分析は「規範的なものとして拡張された機能主義」を基礎としたもので、経済市場が「民主社会」に従属されうるという可能性を示した。それを実現する中心的手段は「国家による措置」であり、労働・貨幣・土地は「ふたたび市場から引き上げうる」のであり、それらの価格は「民主的な交渉に応じて当事者の利害にかなうよう、政治的に確定されるべき」だと考えるから、「ひそかに市場社会主義という目標設定が生じた」と評価されるのである（p.363-364）。

しかし、ポランニーはその「二重運動」論にみられるように、社会的対抗運動の説明は「社会的生活世界という不変の条件のきわめてあいまいな想定」によるものであった。これに対してヘーゲルとデュルケーム（そしてパーソンズら）は、市場経済の存立を「もはや否定的ではないより高次の自由の実現という前提」に結びつけ、「市場という制度圏域の基礎に社会的自由の実現という規範的な要求」を置いている。そこに「一見合法的であったものを、討議を通じて流動化させることで、市場に先行する連帯への義務を構成員に思い起こさせ、可能な場合には彼らをそれに従わせもするという課題」が生まれる。「道徳的囲い込みの支えが内部で見出され、討議的メカニズムが市場交通にますます根を下ろせば下ろすほど、補完し合う責任という協働的意識を衰えさせずに維持する機会は、ますます大きなものとなる」と（p.371-373）。

もちろん、マルクスが指摘した搾取や「不完全契約」の問題などはあるが、それらは資本主義的市場経済の「構造的欠陥として理解されるべきではなく、最終的に市場経済自身の規範的約束によって引き起こされ、それゆえ市場経済自身のなかでしか克服されえないものである挑戦として理解すべきである」（p.381）。グローバル化にともなう道徳的経済主義への批判もあるが、市場経済における社会的自由の実現と制度的形成＝市場経済の規範的再構成（とくに討議的メカニズムと法的改革）によって、それらの「根底にある連帯原理の展開がつねにもっともはっきりと具体化される」のである、と（p.385）。

「市場に媒介された消費圏域」が柱立てされて検討されていることも注目される。そこでは、消費財産業の展開だけでなく、消費者運動や協同組合運動、「市場の道徳化」、エコロジー運動、消費者行政の動向の批判的検討にも目が配られている。それらはヘーゲルの職業団体Korporation論や福祉行政Polizei論の現代承認論的展開としての「社会的自由」（「公共の福祉」）論の新展開ともいえるが、そうした視点からかわる討議メカニズムとくに「公的フォーラム」「媒介集団」の欠如の現状も指摘されている（pp.426-427, 435）。

市場に媒介された分業としての「労働市場」もあらためて位置付けられている。そこでは資本主義成立期以降の歴史的経験がまとめられており、賃労働者の自助的アソシエーションや労働運動、工場法時代の貧困化への抵抗形式、「新たな労働組織の数々の規範的請求そのものが

準拠点を形成した，そうした急激な学習過程の形式」(p.448)にも注目している。その後，20世紀における労働運動と労働政策の展開の中で，「法的，教育政策的，企業内の諸前提すべてが制度化される必要」(p.489)が生まれた。社会権としての「労働権」の制度化であろう。ポスト福祉国家段階における新自由主義の展開，すなわち，非正規労働の拡大による「承認の喪失」，責任の個人主義化，それらの他の社会領域への浸透などの「誤った方向への発展」も指摘されている。他方でしかし，新自由主義的グローバリゼーションへの対抗運動の国際化，トランスナショナルな諸組織も「社会的自由」展開の一環として位置付けられている。

ポランニーの「二重運動」とくに「社会の防衛運動」論をも想起させる以上のような検討の上で，「政治的民主主義」＝「民主的意思形成」(民主的公共圏と法治国家，政治文化)の歴史的展開が再整理されている。ホネットは最後に，同書では「西欧の近代社会において，ただ個体的自由だけではなく，コミュニケーション的自由の諸形式が制度化されていることが見出される社会的圏域，あるいは関係の制度を再構成してきた」(p.645)と言う。あらためて社会的自由の3領域が相互依存の関係にあることを確認しつつ，「民主的意思形成」は①憲法的原理と合法的暴力を伴う法治国家的機関を持ち，②自由の原理全体の「再帰的自己主題化」の場として構想されているという点において，上位の位置を占めていると言う(p.648-649)。そして，トランスナショナルな公共圏が必要とされる今日，「分かち合われた関心と拡大した連帯というヨーロッパの文化」(p.657)に希望を託しているのである。ハーバマスの討議倫理と「憲法的民主主義」論に戻ったかのようなのであるが，他方で新自由主義的組織化の下での「討議メカニズム」の欠如も指摘される中で，どのように展開可能かについては述べられていない⁷⁰。

「規範的再構成」を目指す歴史的・社会的分析は豊かになった。しかし，当初提起した「社会分析としての正義論」に基づく「社会的自由」論が，なぜ3領域論として展開されなければならないのか，『承認をめぐる闘争』における「愛—法—連帯」との差異＝食い違いの説明もなされていない⁷¹。人間—自然関係の問題や，強調される「社会分化」による「複雑社会化」の今日的状況(前稿③)は問わないとしても，「市場経済的行為」と異なる「市民社会 Zivilgesellschaft」(ハーバマス)や「資本蓄積」(マルクス)は概念的に区別されず，「民主的意思形成」とは異なる「政治的国家」や「ヘゲモニー関係」(グラムシ)の位置づけも無いことを含めて，説明は十分ではない。この結果，それらの(矛盾・対立関係，あるいは「パラドキシカル」な関係を含む)相互関係とそれらを克服するための理論的・実践的課題が不明確である。「規範的再構成」論の限界であろう。

⁷⁰ J. ハーバマス『デモクラシーか資本主義か—危機のなかのヨーロッパ—』三島憲一編訳，岩波書店，2019。規範的制度論が討議的民主主義と多文化主義に至る過程については，塩野谷祐一『経済と倫理』前出，第5章。問題はその先である。〈表-1〉参照。

⁷¹ 横田は，そもそも愛・法・業績(連帯)というホネットの承認論は，3形式の妥当性そのものを問うことなく「所与」となっていると批判し，「居場所」などの承認要求を位置付ける「人間的生の理論」に転換する必要があることを主張している。横田栄一『ハーバマスとホネットを超えて』前出，p.55-56。

社会制度は歴史的所与とされていて、その形成・展開論理は明らかでない⁷²。たとえば、労働力市場における「天賦人權の楽園」＝「自由，平等，所有，ベンサム」（マルクス）を支える諸制度は「なぜ、いかにして、何によって」生まれ、その実体と存在形態は何かを明らかにしなければ、そこで生まれる物象化＝「自己疎外」を克服できないであろう。そもそも「コミュニケーション的自由」では捉え切れない「制度化・制度展開」とそこでの「社会的自由」の解明が課題ではなかったのか⁷³。ポランニーの課題となっていた人格論（「人倫」論の前提）、近現代的人格の「自己疎外＝社会的陶冶」論も残されたままである⁷⁴。

たしかに、今日までの経験的事実の説明はかなり細部にわたってきたが、ホネットの理論的枠組みはヘーゲル人倫論の適用＝現代化で、端的に「現実的なものは理性的、理性的なものは現実的」だと言うヘーゲル、せいぜいその啓蒙主義的批判者＝ブルードンの思想の枠内にある、と言えよう⁷⁵。

⁷² 筆者の理解する市場社会における社会制度の「形成論理」については、拙稿「市場化社会における教育制度の形成論理」北海学園大学『開発論集』第101号、2018、資本蓄積に伴う社会制度の「展開論理」については、拙稿「資本蓄積体制と社会制度」前出、を参照されたい。前者では貨幣制度論とのかかわりでホネットに、脱商品化論とのかかわりでポランニーにもふれた（pp.105-106, 114）。後者では、蓄積レジーム、国家論、市民社会論とのかかわりで社会制度論研究の課題について述べた。社会学的制度化論と対比されたい。代表的なものとして、「物象化」論を取り入れたP. バーガー/T. ルックマン『現実の社会的構成—知識社会学論考—』山口節郎訳、新曜社、2003（原著1966）、第2部1章。

⁷³ この点、S. ボウルズ『モラル・エコノミー—インセンティブが善き市民か—』（上村博恭ほか訳、NTT出版、2015、原著2015）や、グラノヴェッター『社会と経済』（前出）の「新しい経済社会学」などと対比されよう。ホネット的規範論の曖昧さを乗り越えるものとして、倫理的評価対象を行為・制度・存在、それらの基本的価値を善・正・徳とした上で社会制度を、社会的規範（理念）と社会組織（実体）の2つの側面から「法律・道徳・慣習」と理解し、社会組織を「資本主義・民主主義・社会保障」と包括的に捉える塩野谷の提起がある（塩野谷祐一『経済と倫理』前出、pp.18-19, 24）。しかし、いずれも、市場社会と資本主義社会の区別と関連をふまえた形成・展開論理にまでは及んでいない。

⁷⁴ 「パーソナルな関係」は「人格的」関係とも読めるが、「根源的承認」（およびその「物象化」）論に対応するような人格論が展開されているわけではない。人倫＝社会制度論の前提となる人格論については、教育学に焦点化した拙著『新版 教育学をひらく—自己解放から教育自治へ—』（青木書店、2009）、人格論の今日的課題については前稿①。社会制度・システムとの関係については前稿②を参照されたい。

⁷⁵ K. マルクス『経済学・哲学草稿』（1844年）は、ヘーゲルの「いつわりの実証主義」「見せかけの批判主義」を批判していたが（城塚登・田中吉六訳、岩波文庫版、1964、p.212）、ホネットにも当て嵌まる側面がある。渡辺憲正は、初期マルクスのヘーゲルおよびヘーゲル左派批判に基づき、「社会の関連構造と個人の自己関係の関連をとらえず、個人が権利主体のゆえに自立性を獲得できるかのような啓蒙主義的理論構成」を批判している（渡辺『ドイツ・イデオロギーの研究—初期マルクスのオリジナリティー—』桜井書店、2022、p.206）。ここではさらに、後期マルクスの『資本論』（ドイツ版）第1巻第1章注24と第2章注38のブルードンおよび同章における啓蒙主義者の貨幣批判手法への批判を念頭において。ただし、「現実の社会」に根差すアソシエーション・連合論を提起したブルードン社会変革論については、ポランニーと対比的に検討することも可能である。阪上孝『ブルードンの社会革命論』平凡社、2023、参照。

4 「修正された社会主義」：実験的社会主義と民主的生活形式

しかしながらホネットは、「社会的自由」の歴史的分析（規範的再構成）をふまえて、いわば将来社会論としての「社会主義」の再考をしている。「社会的自由」論の、より実践論的な将来的可能性の探究だとも言える。本稿でこれまで見てきたこととかかわるので、さらに立ち入ってみよう。

規範理論としての「社会主義」論については、松井暁『自由主義と社会主義の規範理論』（2012年）をふまえておくべきであろう。彼は「自由主義の発展としての社会主義」を提起している。マルクスの自由論を「制御的自由」と「人格的自由」（「発展的自由」と「共同的自由」）に区別して、制御的→発展的→共同的自由の展開として整理したことが注目される。制御的自由とは「集团的主体の制御能力」に関わる自由であるが、発展的自由は「個人がその素質をあらゆる方向へ伸ばす自由」、共同的自由は「諸個人が共同関係に個人として参加する自由」である⁷⁶。あらかじめ言えばホネットは、マルクスの自由論としては制御的自由を基本として理解＝批判し、改良された社会主義として共同的自由を考えていると言え、「全面的発達」論などとして議論されてきた「発展的自由」論には触れられてない。承認一元論の特徴と言える。全体として、社会主義と共産主義を区別して論じていないこともあり、その価値順序の高度化に触れるところはない。

ホネット『社会主義の理念』（2017年）によれば、「社会的自由」はフランス革命の原理「自由・平等・友愛（連帯）」を和解させるモットーである。人間存在は普遍的に共有された個人の自由を自分一人で実現することはできず「相互関係」を必要とするが、それは特定の規範的条件、すなわち「連帯的共同体」においてのみ存在するような相互的関与、社会構成員が「一緒に」行為しうるだけでなく「互いのために」行為するような相互関係が必要である。そうした「社会主義の理念」が生まれたのは、自由・平等・友愛の要求が民衆の大多数にとって空約束になっていることが示されたときからである⁷⁷。

晩期ポランニーが取り組んだ「ルソー・パラドックス」のテーマだといえるが、ホネットは「社会主義の初発の関心事をいかにしてあらためて政治的・倫理的指針の源泉となりうるように改革するか」を課題意識としている（p.13）。序論では、これまでの「社会主義」への3つのアプローチの「病理性」として、①経済体制中心主義、②資本主義社会内部における（労働者階級の）運動・勢力論、③歴史的発展法則として捉えること、を挙げている。シュンペーターやポランニーにも共通するところもあるが、ホネットは前節で見たような「規範的再構成」としての「社会的自由」の視点を主張する。

⁷⁶ 松井暁『自由主義と社会主義の規範理論—価値理念のマルクスの分析—』大月書店、2012。同書の将来社会論としての位置付けとその発展課題については、拙稿「将来社会論としての教育学」『札幌唯物論』第62／63合併号、2020。

⁷⁷ A. ホネット『社会主義の理念—現代化の試み—』日暮雅夫・三崎和志訳、法政大学出版局、2021（原著2017）、pp.15、47-48。以下、引用は同書。

サンシモン、フーリエ、オーエンなどの初期社会主義者は、「要求された自由がたんに法的または個人主義的に理解されたことによって生じた諸矛盾」を発見し、しかと自覚することなく「自由のリベラルな概念を他の目的、つまり『連帯』の概念に何らかの仕方であらゆるように拡張すること」、具体的にはアソシエーション、コーポレーション、共同体などの概念を用いながら、「自由を新たな形態の強制なき協働において友愛というもうひとつの革命の約束と一致させること」に腐心した（p.24-27、下線は引用者、以下同様）。

個人的自由の獲得を連帯の共同生活と直接的に結びつける具体的な概念的媒介を提起したのは、若きK.マルクスである。ホネットは「パリ草稿」の中でもとくに『ミル評注』に注目する。承認一元論の立場を取るために、「疎外された労働論」や共産主義論を展開した『経済学・哲学草稿』は重視しないのである。『ミル評注』でマルクスは、「自由な生産者のアソシエーション」によって「すべての他者の自己実現に対する配慮を相互に分ち合う」としたことは「社会的自由の概念の方向性」、「自由と連帯が相互に組み合わさるような社会モデルを構想」し、それを「明確に資本主義的社会秩序に対するオルタナティブの基礎」としてと評価される（p.34-36）。しかし、「個人的自由と連帯とを新しい仕方であらゆる相互に相解させるという要求を満たしているかどうか」は疑問とされる。

ホネットは、他の初期社会主義者同様マルクスは、「政治的民主主義にはいかなる独自の役割も認め」なかったと言う（p.37）。ただちにIで見た芦田や千葉の反論が予想されるが、ホネットは、連帯共同体の思想は「もっぱら経済的活動に制限されているだけでなく、この領野から、急速に複雑化した社会を組織し再生産できるかどうか吟味」されず、「政治的意志形成の全領野が視野から外れていたので、勝ち取られたばかりの法的に規定された自由との関係も十分に解明されなかった」ことを重視する。サン＝シモンと同様にマルクスは、社会主義的プロジェクトに「形而上学的な要求を上乗せ」したために、「自分たちの試みを資本主義社会の変革可能性を実験的に確かめることとして理解すること」をほとんど難しくしてしまった（p.45-46）。

こうした批判は、上述の序論で述べた旧社会主義論の3つの病理＝「負の遺産」論に基づくもので、「時代遅れの知的構造」（第2章）として詳述されている。「個人的自由権の保障を将来、放棄しても良いという誤った見解」（p.80）や「法則への信仰や歴史の自動（展開）主義」（p.82）といった評価は、ホネットが検討していない1850年代以降のマルクスの経済学と政治運動、将来社会論（とくに「個体的所有の復活」「個性の全面的開花」「自由な諸個人のアソシエーション」論）に即しても問題であろう。しかし、ここではそれらについては立ち入らないで⁷⁸、ホネットが主張する社会主義刷新の方途は何かを見ておこう。「歴史的实验主義とし

⁷⁸ さしあたって、前掲の芦田文夫『『資本』に対抗する民主主義』、宮田惟史『マルクスの経済理論』や、大谷禎之介『マルクスのアソシエーション論—未来社会は資本主義のなかに見えている—』（桜井書店、2011）など参照。

での社会主義」(第3章)と「民主的生活形式の理念」(第4章)である。序論で見た旧来の社会主義への3つのアプローチのうち、前者は③、後者は①と②に対する修正と言える。

前者では、経済領域における社会的自由の実現を「実践的に遂行される様々な実験に委ねなければならない」(p96)と言う。前稿④でみたデューイや宇野重規の「実験としての民主主義」と重ね合わせて理解することができる。デューイの実験主義的・コミュニケーション的民主主義論は高く評価され、社会主義へのオルタナティブの可能性は「コミュニケーションと社会的相互行為の拡張の運動が人類史を貫く」と言うデューイの思想の中にあると言う(p.97-102)。

「いかに社会的自由の創造という規範的関心を経済領域において最良のかたちで実現するか」について確定的答えを持ってない状況で、「視野にある目標」、さまざまな制度的モデルを実験的に精査する必要がある(今日的には、たとえば市場社会主義、基本所得の保障と民主的統制機関による下からの市場の「社会化」, p.112-113)。そのためには「経済的領域の社会化」について過去に行われた試みすべてのアーカイブを持ち、長所・短所を持つ様々な措置の過去の経験に関する『記憶の貯蔵庫』を保持し、実際に行われているさまざまなオルタナティブな経済形態の試みをつねに見渡しておく必要がある(p.114-115)。具体例としてとくに注目されているのは、第1次大戦後の「赤いウィーン」である(「補遺」)。

その上で、「修正された社会主義」の理想の「社会的な担い手」は、プロレタリアや社会運動の代表者はもとより、「個人的ないし集合的主体という具体的な次元で求めようとしてはならない」と言う。つねに速度を増す転換の只中では、「制度的な成果こそ、社会主義が現代社会において主張しようとする規範的要求の社会的担い手であると考えるべき」である(p.118)。そう考えれば、実験的態度のなかで獲得した知を届けるのは、「自身の生活の基本領域における個人の自由は他の成員すべてとの連帯的な協働作業においてのみ実現しようと考えるすべての市民」である。しかし、経済領域における労働者階級を担い手と考えた古い社会主義では、「市民(cotoyen)」の領域は蔑ろにされるか、将来的に不要になるとされていた、と言う。そのような理解を修正する「根本的に変革された社会主義」が問われなければならない(p.120-121)。

その課題は、『自由の権利』で整理された「社会的自由」の三領域、すなわち個人的(パーソナル)諸関係、市場経済的行為、民主的意志形成という部分システムが、将来において「相互に調和する形態」=「生きた有機体」(機能分化した構造体)として捉えることとして提起されている(p.144)。そうした理解はマルクス以上にヘーゲルに影響されたものとされているが、「民主主義的生活形式の本質」である。「主体が個人的、経済的、政治的關係における実践的な互いのための存在(Füreinander)として協調し、全体として共同体の維持のために必要な課題の克服に寄与する社会的共同生活を営むという、これから実験的に具体化すべき形式的構造が先取りされている」からである。民主主義的生活形式とは、「個人と社会を媒介するどの中心地点においても平等な参加という経験がなされ、機能的に特殊化したどの領域をとって

も、そこに民主主義的参画という普遍的構造が反映されているという状態」である (p.147-148)。「生活方法としての民主主義」(デューイ) = 「参画型民主主義」の普遍化論だとも言える。

もちろん、個人的諸関係、市場経済的行為、民主的意志形成の現段階における不調和や矛盾・パラドキシカルな状況がある。それぞれについては、『自由の権利』でふれられていた。しかし、これら領域における矛盾の構造とそれに規定された展開論理は不明確である。筆者が考えるグラムシの3次元(政治的国家、市民社会、経済構造)を枠組みにした展開論理については、〈表-1〉に示した。「個人的諸関係」は、公民(citizen)と市民(people)の分裂、市民における私的個人と社会的個人の矛盾という基本矛盾を持った「人格的諸関係」の展開として考えることができよう(「家族関係」の展開は表には示していないが、若森が整理したポランニーの三領域〈図-2〉も参照)。ホネットのいう三領域はそれぞれこの表に位置付け可能で、彼が示していない具体的展開過程も明らかになろう。表では、自由と平等を統一する民主主義(ホネットのいう「社会的自由」)の実践的展開方向も提示している。それは、既存の制度に「規範」として内在している「社会的自由」とは異なり、しばしば対立していると言えよう。

5 グローカルな「実践の学」へ

批判的社会論第3世代の代表とされるホネットの社会分析は、戦前からの批判的社会論の流れの中で評価する必要もあろう。最近の研究としては、第2世代の代表であるJ.ハーバマスと対比しながらホネット社会理論の特徴と意義についてまとめた、永井・日暮・船場編『批判的社会理論の今日的可能性』(2022年)が注目される。個々の論文にコメントする余裕はないが、編者たちは本稿で見てきた『自由の権利』について「社会的自由の境位を現代正義論として打ち出している」と評価し、その意義と今後の発展について次のような指摘をしている⁷⁹。

第1に、規範が社会の中で歴史的に展開される様において記述されていることである。『承認をめぐる闘争』における承認の三レベルに対して『自由の権利』の三領域が採られたのはそれゆえだとされているが、後者は「生きた有機体」と考えられているのだから、その現代的・

⁷⁹ 永井彰・日暮雅夫・船場保之編『批判的社会理論の今日的可能性』晃洋書房、2022、p.27-29。『自由の権利』に立ち入った検討をしている水上英徳は、承認は「相応する行動や態度」を伴うことを指摘し、「承認の成否のみならず、承認のもとに何が生まれているかが問われている」(p.202)と言う。『社会主義の理念』も含めて検討した日暮は、①ドイツを念頭においている三領域論を「民主的公共圏が不活発であり、経済圏で格差社会が進行し、すべての問題が親密圏に投げ込まれ全体が機能不全に陥っている」ような日本でどう捉えるか、②「誤った発展」などに見られる目的論的性格に対する批判に対して、「社会権の進展を中心に形式主義的に記述する可能性」が考えられるのではないか、③ホネットが想定しているであろう「市場社会主義」について、市場経済が資本蓄積・金融資本化をもたらすような傾向もふまえて、「市場には協働的観点から予め埋め込まれた規範があるということをどのように正当化できるのか」という課題提起をしている。本稿で見てきたことをふまえれば、いずれも残されている課題として首肯されよう。

構造的理解の差異が問われるであろう。第2に、ハーバマスとの異同で、ホネットはハーバマスのように「民主的法治国家における意思形成の領域」だけでなく「すべての制度的な価値領域」を対象にしたが、「民主的意思形成過程」に優先性を与えたと言う点でハーバマスとの連続性があると言う。この点は、本稿でも見てきたところである。

第3に、それゆえにホネットが直面した「困難」である。とくに多様な領域を取り上げることによる相対主義の危険、民主的意思形成への参加者・民衆の社会闘争に見られる二面性（正確には「内的矛盾」であろう）、そしてホネットの言う「歴史的目的論」=「進歩」として「正当な発展」と「誤った発展」をどこまで具体的に語りうるかはなお「開かれた課題」であるということである。理論的にはヘーゲル的人倫論克服の課題であるが、ホネット自身が挙げている「課題=困難」としては、グローバル化への対応がある。

「修正された社会主義」を主張するホネットは、「社会的自由」拡大の数々の実験はもはや国境を越えているとし、「社会主義が目指すのは、民主主義的な生活形式の創造を目的とする実験的な探査を、世界規模で促進することにほかならない」と言っている。その際にふまえておくべき困難としては、①進行中のグローバルな統制の程度が、様々に分化した行為領域によって異なること、②憲法や基本法による高度な保証が必要となること（コスモポリタンの要求は性急すぎる）、③国際化の事実とそれに対する社会的意識のあいだの時間的ギャップ、を挙げている。それゆえ、「国際的ネットワーク化の必要と地域の伝統に根差す必要の間の緊張関係」の中で、「ある地域の実験的介入は同時に他の地域で行われる実験の成功の見込みを高められるものであるべきだ」と言う（『社会主義の理念』、p.159-164）。つまり社会主義は、Iの1で見たハーヴェイの言う地理的不均等発展をふまえたグローカル・プロジェクトだと言うことであろう。

ポランニーの人生最後のプロジェクトは『共存』であり、冷戦体制下、ロストウの経済発展論などを批判しつつ、東西の各国・各地域の「民主主義の意味には驚くほどの違い」があり、それぞれに対応した発展があることをふまえたものであった⁸⁰。「多系的内発的発展」論（鶴見和子）や「地域主義」（玉野井芳郎）、そして「人間のための経済学」（西川潤）に繋がる問題関心だと言える⁸¹。

⁸⁰ 若森みどり『カール・ポランニー』前出、p.264-265。

⁸¹ 鶴見和子・川田侃編『内発的発展論』東京大学出版会、1989。鶴見は内発的発展論の系譜にポランニーを位置付けていないが、西川潤は生態系-経済というより広い『人間の経済』（ポランニー）を引用している（p.31）。その視点については、玉野井芳郎『地域分権の思想』（農山漁村分権協会、1979）、ポランニーを軸にしてその思想を展開した、丸山真人『人間の経済と資本の論理』（東京大学出版会、2022）も参照。ただし、西川潤『人間のための経済学』（岩波書店、2000）は、内発的発展論はマクロ理論、人間開発論はミクロ理論であるのに対して両者をつなぐものとしてメゾ・レベルの理論が社会的経済の理論であるとし、内発的発展論の分析ツールとして文化人類学と社会経済学ないし経済社会学に注目しているが、そこで位置付けられているのはポランニーではなく、むしろシュンペーターの経済発展論を拡充したF.ペルーであり、それはグローバル的・内発的・統合的な発展論として、「ウィーンの都市社会に生成した民主主義体制の世界的拡散」であったと言

シュンペーターが各国の動向を分析し、民主主義には共通のものなどないと述べていたことは既述した。「はじめに」でもふれたように、そうしたシュンペーターの「競争的民主主義」の主張が、地域分析をふまえたダールの「多元的民主主義」へとつながっていった。多元主義はその後、より具体的な実践レベルからグローバルな民主主義論にまで浸透している⁸²。たとえば、ポスト・モダン論を潜って『アイデンティティ／差異—他者性の政治—』（1991年）を提起し、「アゴーンな敬意 agonistic respect」の重要性、その意味で「闘技的民主主義」（C. ムフ）にも繋がる「多元主義 pluralism」を主張していた、W.E. コノリーの場合について見てみよう。

その後、コノリーは『プルーラリズム』（2005年）の「日本語版序文」（2008年）で、彼自身の多元主義についてのイメージが、①複数の次元の多元主義、②多元主義と多元化（アゴーンの敬意から批判的応答性へ）、③人間の身体性と文化の濃密さ（内在的自然主義と世界存在の多様性）、④「深い多元主義」（シティズンシップと存在に対する二方向・二焦点的取り組み）へと変容してきたと言う。そして、そのような中で求められてきた「多様化の政治」は、グローバル化時代の今日、「生の内部の最速の地帯と最もゆったりとした地帯との間にある緊張と転移」からより多くの根拠を得るようになってきた⁸³。

そこでコノリーは、多元主義の文化と思想を宇宙論や時間論まで溯って検討している。それは、文化的・宗教的さらに生命の多様性に止まらず、自然科学・社会科学あるいは生命・精神哲学の「多元世界・宇宙」理解に関わるものであり、その「深い多元主義」は「相対主義、世俗的多様性の浅薄な構想、一元的な政治の理念などへの挑戦を醸成する」（p.109）と言う。いずれも、SDGs時代の今日に必要な理解であろう。「多元世界・宇宙」の理解は、前稿④で触れたグローバル・サウスからの「多元世界 pluriverse」の提起にもかかわる。

ここでは、民主主義の理解に関わる「多元主義と主権」論にふれておこう。コノリーは、「絶対的民主主義」を主張していた A. ネグリ／M. ハートの〈帝国〉論に注目している。

すなわち、彼らの「最も有益な貢献」は、新たな世界秩序の制度的展開とその世界的な「集合体（アッサンブラージュ）」の変容を追求し、「先進資本主義諸国、多国籍企業、超国家的な規制機関、さらにはグローバルなメディアのネットワークを構成要素とする重層的でグローバルな集合体」=〈帝国〉への主権の移動を示していることだと言う（p.246）。しかし同時に、制度化された宗教と NGO の役割が位置付けられていないことは「致命的な欠落」（p.248-249）

う（pp.65, 110, 318）。ホネットの「赤いウィーン」評価にかかわるであろう。ホネット承認論の先に「反省的となった産出的ミネーシス」を主張する清家は、人々の受苦的経験に発する地域の互酬的な国際交流＝「ヴァナキュラー・ユニバーサリゼーション」を提起していた（清家竜介『交換と主体化』前出、p.227-234）。

⁸² たとえば、飯田文雄編『多文化主義の政治学』法政大学出版局、2020、など参照。

⁸³ W.E. コノリー『プルーラリズム』杉田敦訳、岩波書店、2008（原著 2005）、「日本語版序文」。それは「移動の社会学」の理解に対応するであろう。J. アーリ『モビリティーズ—移動の社会学—』吉原直樹・伊藤嘉高訳、作品社、2015（原著 2007）。

であり、それらを含めた対話を「ずっと先まで追求することをせず、マルチチュードによる変容という空虚な政治を越えて、戦略的な応答を構成することを拒否した点」が「最も深刻な欠点」だ、と言う (p.263)。そして、彼らは「偶然性、流動性、そして柔軟性」が「帝国の真の力」であると主張するが、「新たな主体性」の「いかなる徴候」をも示せていない、と批判していた (p.254)。

具体的には2001年の「9.11」へのネグリ／ハートの反応を見てのことであるが、彼らその後、2011年の「叛逆のサイクル」⁸⁴をふまえて「アセンブリ」という「戦略」と「戦術」を提起し、「起業家活動」(NPOを含むであろう)論も展開していることは前稿④で見たところである。それは、街頭から世界的な「集合体」にまで広がる「多元的・多重的」なものである。コノリーが考察したような自然・生命と文化・宗教の多様性をふまえた、「国家横断的な市民ネットワーク」(p.256)にも繋がるものであろう。現段階でそれは、Iの2で述べたように、「世代間・世代内の公正」を求め、あらゆるマイノリティの生の要求、そしてグローバルサウスからの「多元世界 pluriverse」の提起にも応えるような「絶対的民主主義」,「持続可能で包容的な世界」への「変革」を求めるSDGs時代のグローバルな運動の一環として考えることができる⁸⁵。

あらためて、グローバル(グローバルにしてローカル)な視点に立った実践論が求められている。「社会的自由」の実践的課題についてホネットは、どの審級が「統合的(反省的)制御」の課題を引き受けるべきかというテーマで触れている。彼の答えは「公共圏(Öffentlichkeit)」という制度的器官である。「互いに助言し合う市民らからなる民主主義的公共圏こそが、独立した自由の諸領域が分業的に協同作用するなかで全体の有機的構成の合目的性を監視し、必要に応じて内部のありかたを訂正する役割を担う」のである(『社会主義の理念』, p.154-155)。社会的自由への訴えの受け手は「民主主義的公共圏に集う市民自身」以外にありえない、社会主義は「自身の規範的関心事のための共闘者を政治的公共圏というアリーナにおいて見出すほかはない」(p.156-157)。グローバル化に対応した世界規模での発信形態と組織形態も不可欠であるが、実践的政治の活性化という目的のためには、まず「常に地域で、集合的行為の意味を見通す領域で活動しなければならない」,「社会的自由が将来実現する可能性を拓く倫理的プロジェクトへの参加者を獲得するという試みを、社会主義は地域から

⁸⁴ それは、非暴力の実践の代表例とされている。G. シャープ『非暴力を実践するために』谷口真紀訳、渓流社、2022(原著2013)、「日本語版の出版に寄せて」。J. バトラー『非暴力の力』佐藤嘉幸・清水知子訳、青土社、2022(原著2020)、も参照。

⁸⁵ 同じくアセンブリを論じながら、バトラーは、「不安定な生」の身体性・行為性、公的場への現れなどに着目している。J. バトラー『アセンブリ：行為性・複数性・政治』佐藤嘉幸・清水知子訳、青土社、2018(原著2015)。ネグリ／ハートは同名の『アセンブリ』で、バトラーの「他者への依存の不可避性」と「共有された可傷性 vulnerability」論を評価しているが(邦訳書、岩波書店、p.149)、社会的に排除された人々(プレカリアート)の当事者運動や支援活動を理解する際に不可欠な視点である。

始めなくてはならない」と (p.164)。

ホネットはしかし、地域実践の展開論理についてはふれていない。「社会的労働」の重要性は指摘しても、それはデュルケームを経由した「社会分業」の規範的理解に終始していて、「企業内分業」における協働については、古い社会主義の理論として批判的である。「社会的自由」としての経済行為は「市場」経済行為（市場圏域と労働市場）に限定されていて、労働過程論や蓄積論にまでは及んでいない。「地域関連労働」は、企業内分業と社会的分業の接点にある「社会的労働」であり、地域住民と制度的＝専門的労働者と関連労働者の連携・協同によって展開されている。そこで不可欠な管理労働の「疎外された形態」が社会的制度にほかならない。ホネットは「制度的な成果こそ、規範的要求の社会的担い手」だと言うが、制度の内在的・外在的矛盾の展開論理をふまえて、それらを克服していく実践の論理にまで踏み込む必要がある。

I で見たような新自由主義的「ガバナンス」が政策的に進められている今日、それらを乗り越えていく民主主義的实践、とくに「民主主義的公共圏」形成と（とくに諸コモンズの）「協同的自己統治」に向けた「変革的民主主義」の発展が求められている⁸⁶。「民主主義的公共圏」は、所与のものではなく、民主主義的实践を通して常に新たに創造されるものである（「実践としての民主主義」）。

そうした実践には、学習・教育活動が不可欠である。ホネットの「物象化」論はルカーチのその批判的摂取によるものであるが、ルカーチが強調した自己疎外（自己物象化）とくに「意識における自己疎外」を克服する学習・教育論を提起するところまでは及んでいない。ホネットにはそもそも疎外論、とくに「疎外された労働」論の位置付けはなく、それは物象化論の一面的理解に対応している。「実験としての社会主義」はデュイの「実験としての民主主義」に学んだものであるが、デュイは「民主主義と教育」を不可分のものとして考えていたはずである。学習・教育論を位置付けた「実践としての民主主義」の展開論理の解明が求められている⁸⁷。

〈表-1〉では、SDGs/ESD にかかわる学習・教育実践の課題を含めて、民主主義的实践の展開方向を示した。とくに今日的総括として位置付けられる最右列が、グローバルな実践領域で、SDGs 時代に対応する「持続可能で包摂的な地域づくり教育 (ESIC)」としての「変革的ESD」の実践領域である。SDGs/ESD はバックキャストを重視するプロジェクトであるが、その「社会的実験」には民主的地域計画づくりが不可欠である。それらの実験＝実践展

⁸⁶ 「民主主義的公共圏」形成＝公共化には、公開性・人権性・共有性・計画性といった条件が必要であるが、ホネットはそれらについて論じていない。拙著『教育の公共化と社会的協同—排除か学び合いか—』北樹出版、2006、を参照されたい。

⁸⁷ 藤井佳世「ホネット承認論と教育」永井・日暮・船場編『批判的社会理論の今日的可能性』（前出）は、教育学におけるホネット承認論の受容を紹介しているが、教育哲学と子ども・学校教育にかかわるものであり、「社会的自由」の展開のためには社会教育・生涯学習の領域における実践論の展開が必要である。

開には、「社会的自由」（ここでは自由権と平等権を実践的に統一する民主主義の運動としての社会的協同実践）の担い手形成に関わる「社会的教育 Social Education」の理論的・実践的理解を必要とする。それらは、同じ戦時下政治社会経済論として K. マンハイムが取り組んだことである。次稿の検討課題としたい。

なお、リーマンショック（2008年）と「叛逆のサイクル」（2011年）以降のポスト・グローバル化時代には、『社会主義の理念』というよりも、ホネットが区別しなかった『共産主義 communism の理念』⁸⁸が問われている。その後「コロナ危機」に至る政治経済的状况と社会運動、新 MEGA 公刊に基づくマルクスの思想の新たな研究、そして「我々の世界を変革」しようと呼びかける SDGs などの背景があり、グローバルな「共有資産 commons」再建の必要性への理解がある。それらにかかわる将来社会論の動向については別著⁸⁹を参照されたい。

おわりに—「人間の社会科学＝実践の学＝最広義の教育学」へ—

以上、SDGs 時代の今日、戦時下政治社会経済理論とその後を見直し、それらの批判的再検討をふまえた新しい政治社会経済論の創造が課題となってきたことを確認できたであろう。もちろん、それらを直接的に現状とくに SDGs の理解に当て嵌めるわけにいかない。それぞれの課題については本文中でふれたが、あらためて将来に向けた整理をしておくことも必要である。

I の 1 で見たような新自由主義的統治が進展する過程で、社会のあらゆる領域に「新自由主義経済学」を適用しようとする「経済学帝国主義」の動向がある。そうした中で、ヘルマン＝ピラート／ボルディレフは、自然主義経済学・行動経済学・「制度の経済学」の動向をふまえて「今日の制度に関する経済学の理論化作業は、ヘーゲルのアイデアを受け入れることによって、決定的に豊富化し、転換」という「ヘーゲルの転回」を主張している。ヘーゲル的アプローチの核心は「連続性（自然から精神・制度まで）・遂行性 performativity・承認」であるとした上で、「人間科学と経済学における自然主義的アプローチと制度の理論との間に新たな総合」を図ろうとするものである。「ヘーゲル経済学」を拡充し、本稿で議論してきた制度論や承認論を重視して、潜在能力論（A. セン）の人格的・道徳的・「社会的自由」的捉え直

⁸⁸ C. ドゥズィーナス/S. ジェク編『共産主義の理念』沖公祐ほか訳、水声社、2012（原著 2010）。同書所収の 15 論稿にふれる余裕はないが、編者のドゥズィーナスは近代人権論の根源的批判を試みつつ、いわゆる「革命権」の見直しをして、「共産主義の理念だけが権利の概念を救済—解放する可能性を秘めている」としている（p.163）。序と最終論稿を書いているもう一人の編者ジェクの主張は同著『ポストモダンの共産主義』（栗原百代訳、ちくま新書、2010、原著 2009）と重なる。

⁸⁹ 拙著『「コロナ危機」を乗り越える将来社会論』前出、第Ⅱ編。第 3 章第 5 節では、上記ジェクにふれている。

し、「貨幣」の再定義、コルポラティオンのアソシエーション（「市民社会の組織化原理であるとともに、相互承認が生じる枠組み」）への展開などを提起している⁹⁰。

本稿は、A.ホネットの「社会的自由」論との関わりでヘーゲルに触れたが、ヘーゲル研究の新しい動向をふまえておく必要もある。たとえば、本文脱稿後に拝受した最近著で高田純は、21世紀の社会的格差・排除・分断に対抗する上でヘーゲル承認論が有効であることを主張し、ホネットとヘーゲルの承認論との差異についても立ち入った検討をしている。筆者が考える主体形成＝「自己実現と相互承認の実践的統一」という視点からも注目すべき研究である⁹¹。

本稿では主体形成論の一環として、現代国家と経済構造の下での実践的民主主義とそれに不可欠な学習論を位置付ける立場から、「根源的で闘技的な民主主義」（ラクラウ／ムフ）から「絶対的民主主義」（ネグリ／ハート）への展開と残された課題、それに照応するSDGs/ESDに求められている「変革的 transformative 民主主義」への展開を〈表-1〉に示した⁹²。それらをふまえて、「もう一つの民主主義」（シュンペーター）＝ポスト資本主義と「社会的自由」（ポランニー）、「修正された社会主義」（ホネット）に関わる今日的な民主的制度と実践のあり方を再検討していくことが必要である。

その際には、〈表-1〉が前提とした「グラムシ的3次元」（政治的国家・市民社会・経済構造）に立ち戻った検討も求められる。それは「経済構造と立法権力、強制力を備えた国家とのあいだには市民社会が存在している」と獄中で記したA.グラムシの社会思想を、ホネットが

⁹⁰ C.ヘルマン＝ピラート/I.ボルディレフ『現代経済学のヘーゲルの転回—社会科学の制度論的基礎—』岡本裕一郎・瀧澤弘和訳、NTT出版、2017（原著2014）、pp.4, 57, 64-65, 202, 208。たとえば貨幣制度について、「貨幣という制度的事実が発生すると、他の制度的事実が生成可能となり、貨幣によって生成された『第二の自然』を拡張し強化する」とし、貨幣のヘーゲル的分析（連続性、遂行性、承認）は「制度がどのように発生し持続しうるかを例証している」（pp.161, 175）としている。具体的展開はないが、本稿で筆者の試論として引用した「形成論理」と「展開論理」を明確にすることが求められていると言える。それらによって、承認の運動が議論されている『精神現象学』と、承認はすでに成立したものとして議論されている『法の哲学』とのギャップをどう架橋するかという、解説者・岡本裕一郎が指摘する課題（p.387-388）に対応することも可能となろう。同書の前提となる経済学の動向については、根井雅弘『21世紀の経済学—市場主義を超えて—』講談社現代新書、1999、など参照。

⁹¹ 高田純『ヘーゲル承認論の射程—格差・分断の時代に抗して—』こぶし書房、2023。ポストモダン論や現代思想との関わりでは、岡本裕一郎『ヘーゲルと現代思想の臨界—ポストモダンのフクロウたち—』ナカニシヤ書店、2009、西研『ヘーゲル 自由と普遍性の哲学』河出文庫、2023、などがあるが、マルクスをはじめとするヘーゲル批判の経緯もふまえておく必要がある。最近のものとして渡辺憲正『『ドイツ・イデオロギー』の研究』（前出、第1章および第2章）などがあるが、システム論としては、有井幸夫『マルクスの社会システム理論』（有斐閣、1987）が前提になるであろう。有井によれば、ヘーゲルのシステム原理は「理性的統一」であるのに対して、マルクスのそれは「本質的矛盾」（疎外された労働として振る舞う諸個人）である（有井幸夫『マルクスはいかに考えたか—資本の現象学—』桜井書店、2010、p.158）。現代システム論については、前稿②および③を参照されたい。

⁹² 具体的には、拙著『「コロナ危機」を乗り越える将来社会論』前出、第1編、拙稿「SDGsへの『実践としての民主主義』アプローチと社会教育」前出、を参照されたい。

依拠したヘーゲル的人倫論を超える 20 世紀的な先進国社会理論として捉え直し、それを 21 世紀の社会的排除／包摂問題とかかわる実践を捉える基本的枠組み（先発・後発・中発の「先進国モデル」）として提起してきたものである⁹³。

「批判から創造へ」が問われているこの時代、本稿で見てきたことをふまえつつ、〈表-1〉の全体を視野に入れることのできる「政治学＋社会学＋経済学＝人間の社会科学」が求められている。「グラムシ的三次元（政治的国家，市民社会，経済構造）」論の 21 世紀的發展としての「人間の社会科学＝実践の学＝最広義の教育学」の構想と課題については、別に提起している。それは、近現代的人格論の展開から「社会的労働の疎外された形態」＝社会制度形成に至る「原論」、三次元の展開構造と社会制度展開論理を捉える「本質論」、その矛盾解決に取り組む「実践論」、諸実践を未来に向けて総括する「計画論」から成る⁹⁴。

1937 年に獄中で死去したグラムシは、戦時下政治社会経済論として位置付けることはできないかもしれないが、それらをより実践的に捉え直そうとした場合に不可欠な思想（「実践の哲学」）を展開していた。その思想はとくに 1980 年代以降の国家論・市民社会論とヘゲモニー論に大きな影響を与え、21 世紀の従属的諸階級（サバルタン）分析や将来社会論の議論にも示唆を与えている（「国家の市民社会への再吸収」、自己規律的＝自己統治的社会）。グラムシ死後 72 年を経て『獄中ノート』完全復刻版（G. フランチョーニ編，全 18 巻，2009 年）が刊行され、新たな研究も進展中である。

たとえば松田博は、グラムシの「未完の市民社会論」の現代的意義を主張し、本稿とかかわる現代的展開として、とくに C. ムフの「根源的で複数主義的なデモクラシー」論に注目している⁹⁵。しかし、その先に「絶対的民主主義」をふまえた「実験としての民主主義」（宇野重規）、「地域から」始める「社会的自由＝社会主義」（ホネット）、「民主的人格」形成に向けた「社会的教育」（マンハイム）の現段階的实践が求められている今日、より実践論的な展開が必要である。それは、〈表-1〉に見る自由権の展開とともに、「応能平等」「必要平等」から「共生平等」への実践を求めるであろう⁹⁶。

⁹³ 拙編著『排除型社会と生涯学習』前出。その後の検討については、拙稿「資本蓄積体制と社会制度」（前出）を参照されたい。

⁹⁴ 拙稿「批判から創造へ：『実践の学』の提起」北海学園大学『開発論集』第 105 号，2020。たとえば、『資本論』の「人間発達読み」をしてきた基礎経済研究所は、新たに『資本論』体系を再構成し、現代社会の情報化や家族論、将来社会へのベーシック・インカム論などに対応しようとしているが、『人間の経済』（ポランニー）もふまえて、「人間の社会科学」全体を視野に入れた展開が必要である。基礎経済研究所編『時代はさらに資本論—資本主義の終わりののはじまり—』昭和堂，2021。

⁹⁵ 松田博『グラムシ「未完の市民社会論」の探究—『獄中ノート』と現代—』あけび書房，2021，第 9 章。

⁹⁶ たとえば、リベラル法学の立場から「根源的には、個人の自律（autonomy）の支援と自立（independence）の支援が、社会保障の目的」だとする菊池馨実『社会保障再考—（地域）で考える—』（岩波新書，2019，p.27）も、持続的社会保障制度を求め、共生社会への地域づくりの諸実践例を挙げて「地域再構築」の課題を提起している（第 6 章）。

筆者はグラムシの「実践の哲学」を「実践の学」として発展させるべく、ユネスコを中心とする成人教育運動における「エンパワーメントの教育」への行動提起をふまえて、「実践の哲学」や「文化的ヘゲモニー」論を再検討し、その思想の社会教育論的再構成、「社会的教育」の現段階的組織化にかかわる「現代生涯学習の構造化」を提起し、その中核となる「地域づくり教育」を21世紀に求められるポスト・ポストモダンの実践として位置付けてきた⁹⁷。それは、グラムシとP.フレイレに基づく「批判的教育学」から「実践の学」へと展開するものであるが、「社会的労働の民主的管理」としての社会制度改革論が残された課題であった。その課題に応えつつ、「持続可能で包摂的な社会・地域づくり」が進められているSDGs時代に対応する新たな展開が必要となってきた。

その際、「戦時下政治社会経済論とその後」の振り返りとしては、精神社会学・知識社会学を潜ったマンハイムの「自由のための民主主義計画」と「民主主義的人格」形成論の見直しが必要であろう。その上で、戦後日本での政策と実践、とくに生涯学習時代の経験をふまえて⁹⁸、ポスト・グローバリゼーション時代のSDGs/ESD計画づくりのあり方を再検討しなければならない。次稿の課題である。

⁹⁷ 拙著『エンパワーメントの教育学—ユネスコとグラムシとポスト・ポストモダン—』北樹出版、1999。

⁹⁸ 拙著『現代教育計画論への道程—城戸構想から『新しい教育学』へ—』大月書店、2008。学習ネットワークを基盤とする生涯教育計画は、メイソンが言うように、「計画というよりモジュール式のプロジェクト設計」、「理由と証拠と検証可能な設計に基づいた首尾一貫したプロジェクト」をふまえた(P.メイソン『ポストキャピタリズム』前出、pp.18, 20)、「実践としての民主主義」の展開となるであろう。拙著『増補改訂版 生涯学習の教育学』前出、終章。